

平成 29 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

**災害福祉広域支援ネットワークの構築推進に向けた
災害時の福祉的支援の在り方と標準化の調査研究**

報 告 書

(データ版)

平成 30 (2018) 年 3 月

株式会社 富士通総研

目次

第1章 都道府県における災害時の福祉支援体制構築の取り組み状況.....	1
1. 調査の目的と概要.....	1
(1) 調査の目的.....	1
(2) 設問の構成.....	1
(3) 調査方法及び調査期間.....	2
(4) 回収結果（2018年3月31日時点）.....	2
(5) 報告書を見る際の注意事項.....	2
2. 調査結果の概要.....	4
3. 調査結果.....	8
(1) 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況について.....	8
(2) 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況について.....	77
(3) 災害時の福祉支援体制の構築に必要な支援や意見等について.....	99
(参考) 調査票.....	101

第1章 都道府県における災害時の福祉支援体制構築の取り組み状況

1. 調査の目的と概要

(1) 調査の目的

本調査は、全国の各都道府県における、要配慮者支援のために被災地での福祉支援の機能を確保するための人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）について、構築や取り組み状況等について把握することを目的とする。

なお、平成 28 年度は 46 団体より回答が得られたが、今年度は 45 団体からの回答となっているため、回答数が少なくなっている。そのため、平成 28 年度よりも実施数が少なくなっている等の場合もあるが、本調査は進捗状況を確認するものであるため、実際には平成 28 年度より後退する状況とはなっていないと考える。

(2) 設問の構成

図表- 1 調査票の設問構成

設 問		備考
問	内 容	
I 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況		
問 1	都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況	
問 2	問 2-1 「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	
	① 自都道府県内で活動する体制の名称	
	② 体制構築の動機・課題意識	
	③ 体制の内容	
	④ 支援の対象	
	④-1 支援の主な対象先	
	④-2 支援の主な対象者	
	⑤ 派遣人員の確保や育成状況	
	⑤-1 人員確保の方法	
	⑤-2 研修や訓練の実施状況	
	⑥ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期	
	⑦ 対応を想定している「災害」	
	⑧ 体制構築に関わっている団体	
	⑨ 体制の事務局	
	⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	
	⑪ 体制の担当部署	
	⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	
	⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	
	⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	
	⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	
	⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	
	⑰ 体制構築に際しての課題	
	⑱ 体制構築に際して望まれる支援	
	問 2-2 「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」都道府県のみ回答	
	① 自都道府県内で活動する体制構築検討の開始予定時期	
	② その時期とした理由	
	③ 体制の事務局に想定する者	
	④ 都道府県地域防災計画と災害時の福祉支援体制との関係(想定)	
	⑤ 体制構築に際しての課題	

設 問		備考
問	内 容	
	⑥ 体制構築に際して望まれる支援	
問 2-3	「5.予定はない」都道府県のみ回答 ※該当する自治体なし	
	① 自都道府県内で活動する体制の構築を予定していない理由	
	② 体制の事務局に想定する者	
	③ 都道府県地域防災計画における当該体制の機能の確保状況	
	④ 体制構築に際しての課題	
	⑤ 体制構築に際して望まれる支援	
II 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況(広域)		
問 3	他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況	
問 4	問 4-1 「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	
	① 問 2 の災害時の福祉支援体制によって行うことを想定しているか	
	② 体制構築の検討過程と予定	
	③ 実施の動機、課題意識	
	④ 体制構築の担当部署	
	⑤ 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無	
	⑥ 広域の体制構築に際しての課題	
	⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援	
	問 4-2 「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」都道府県のみ回答	
	① 広域の体制構築の検討開始予定時期	
	② その時期とした理由	
	③ 広域の場合も自都道府県で活動する体制による実施を想定しているか	
	④ 広域の体制構築に際しての課題	
	⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	
	問 4-3 「5.予定はない」、「6.その他」都道府県のみ回答	
	① 広域の体制構築を予定していない理由	
	② 広域の体制構築に際しての課題	
	③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	
III 災害時の福祉支援体制の構築に必要な支援や意見等について		
問 5	災害時の福祉支援体制の構築に際し、どのような支援が必要となるか	
問 6	災害時の福祉支援体制の構築に関するご意見等	

(3) 調査方法及び調査期間

調査対象	全 47 都道府県
配布と回収	メールによる調査票の配布及び回収
調査期間	平成 30 年 3 月 19 日～3 月 28 日

(4) 回収結果(2018 年 3 月末時点)

回収数	45 都道府県
回収率	95.7%

(5) 報告書を見る際の注意事項

- 単一回答（問 1、問 3）の設問は、全 47 都道府県に対する割合を算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって、数値の合計が 100.0%にならない場合がある。
- 枝問（問 2、問 4）については集計を行わず、各自治体の実態が分かるよう、回答を個別に掲載した。
- 複数回答（問 5）の設問は、各選択肢について回答のあった団体（45 団体）における割合

を算出し、小数点以下第2位を四捨五入している。

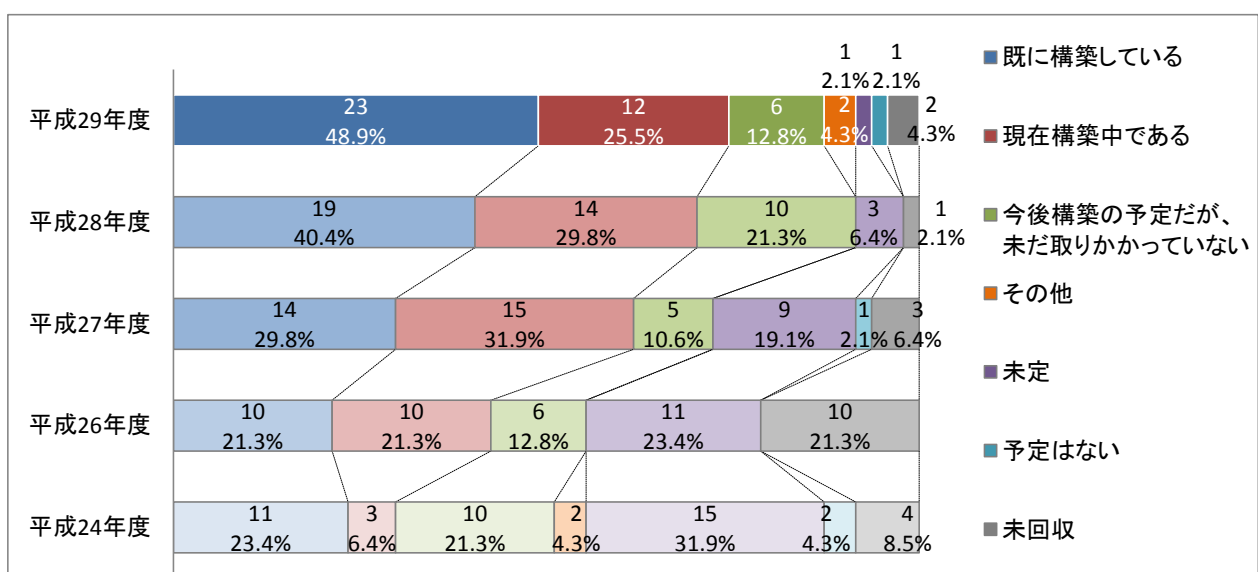
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 自由回答については、明らかな誤字を除き、原文のまま記載した。また、本文中では「要配慮者」を用いているが、自由回答で「要援護者」とされていた場合も、同様に原文のまま記載した。

2. 調査結果の概要

【都道府県内の体制】

- 回答者である都道府県内において災害が発生した場合、被災地での福祉支援の機能を確保するため、当該都道府県内の被災市町村に要配慮者支援を実施する人員派遣等を行う、災害時の福祉支援体制を構築している都道府県は、全 47 都道府県中「既に構築している」(23 団体・48.9%)、「現在構築中である」(12 団体・25.5%)、「今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」(6 団体・12.8%) であり、体制の構築もしくは構築を目指している都道府県の計は 41 団体・87.2% である。(問 1)

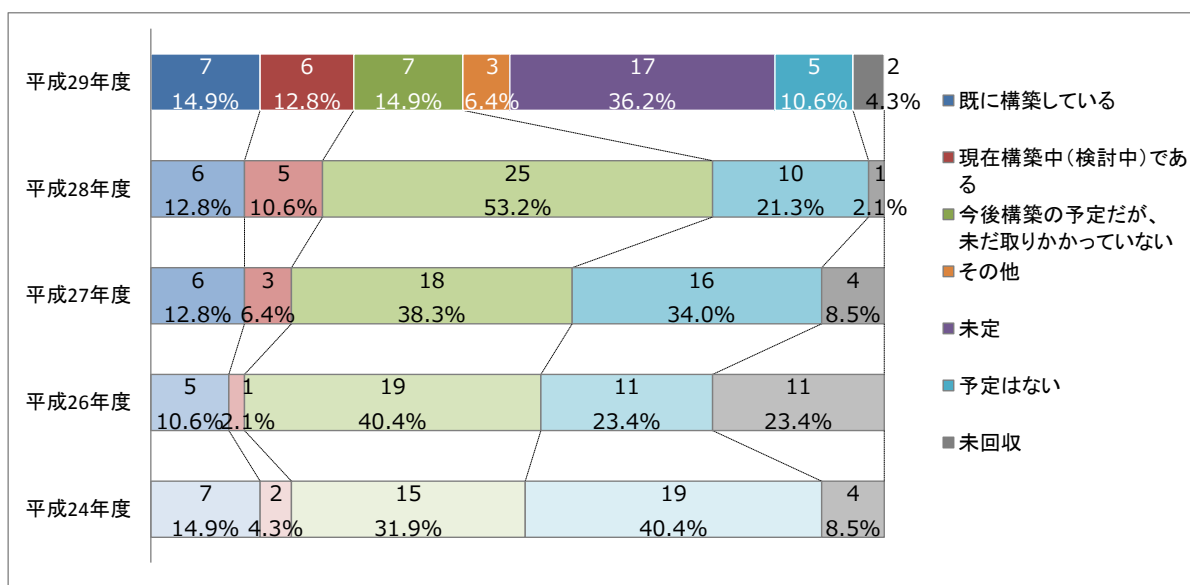
平成 29 年度調査結果		平成 28 年度末調査結果
既に構築している (23 団体・48.9%)	北海道、青森県、岩手県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県	19 団体・40.4%
現在構築中である (12 団体・25.5%)	宮城県、秋田県、栃木県、福井県、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、香川県、高知県、沖縄県	14 団体・29.8%
今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない (6 団体・12.8%)	茨城県(※)、千葉県、富山県(※)、石川県、大分県(※)、鹿児島県(※) ※の県は、H30 年度を目途に着手予定	10 団体・21.3%
未定 (1 団体・2.1%)	奈良県	3 団体・6.4%
予定はない (1 団体・2.1%)	山梨県	—
その他 (2 団体・4.3%)	岡山県、広島県	—
未回収 (2 団体・4.3%)	徳島県、宮崎県	1 団体・2.1%



【広域間の体制】

- 大規模災害下でも福祉支援によって要配慮者支援を実施できるよう、自都道府県と他都道府県のような広域間での災害時の福祉支援体制を構築している都道府県は、全 47 都道府県中「既に構築している」(7 団体・14.9%)、「現在構築中(検討中)である」(6 団体・12.8%)、「今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」(7 団体・14.9%)であり、体制の構築もしくは構築を目指している都道府県の計は 20 団体・42.6%である。

既に構築している (7 団体・14.9%)	北海道、東京都、滋賀県、京都府、鳥取県、広島県、佐賀県
現在構築中である (6 団体・12.8%)	岩手県、群馬県、埼玉県、新潟県、島根県、熊本県
今後構築の予定だが、 未だ取りかかっていない (7 団体・14.9%)	宮城県、福島県、茨城県、三重県、香川県、高知県、鹿児島県



【圏域での検討】

- 中国 5 県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）では、兼ねてより災害時公衆衛生チームの創設及び派遣調整について検討を行い、平成 28 年 3 月には相互派遣について合意しており、その中に災害時の福祉支援体制も含まれる。
- 東北 6 県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県）では、各県の事務レベル及び主管部長会議等で情報共有を行っているほか、東北福祉大学を通じて災害派遣福祉チームの研修プログラムの共通化等の検討を行っている。なお、平成 30 年からは新潟県も参加予定。
- 北関東磐越五県（茨城県、栃木県、群馬県、福島県、新潟県）では平成 28 年に検討会を立ち上げて協議を進めているが、平成 29 年にはさらに埼玉県が加わった。現在は、各県の研修会等への相互参加、情報交換を実施している。(問 3)。

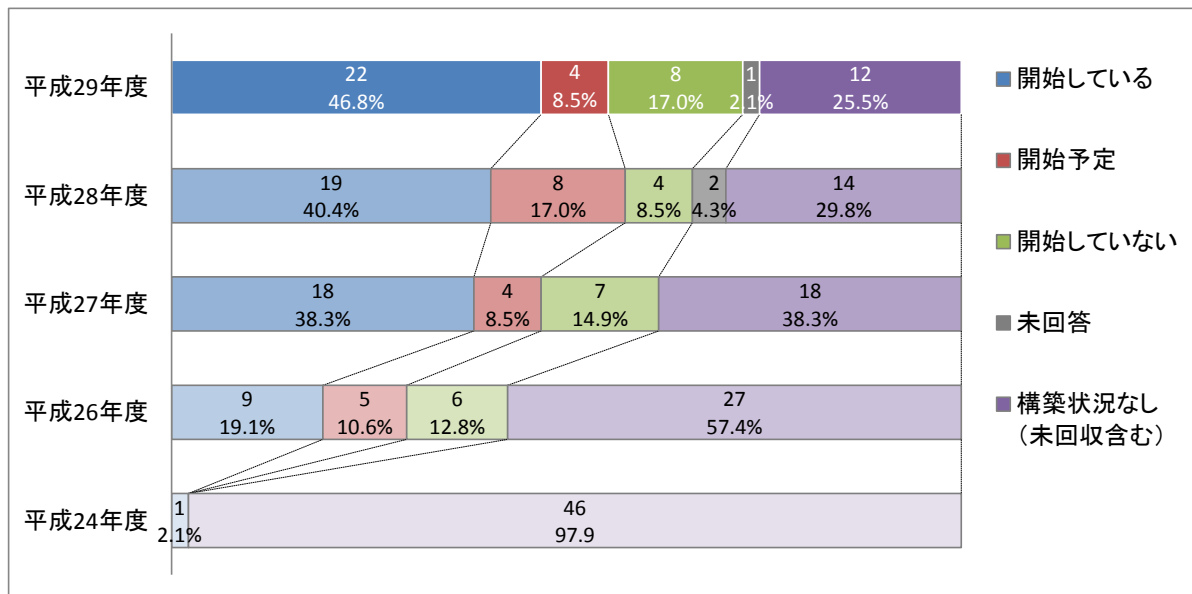
【都道府県内と広域間の体制】

- 都道府県内と広域間での災害時の福祉支援体制が同じであると回答したのは、広域間での災害時の福祉支援体制を既に構築している・現在構築中であると回答した 14 団体中 10 団体、全 47 都道府県の 21.3%である。(問 4-1①)

既に構築している都道府県内と広域間での災害時の福祉支援体制が同じである (10 団体・21.3%)	北海道、岩手県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、京都府、鳥取県、島根県、佐賀県
--	---

【派遣人員の確保・育成】

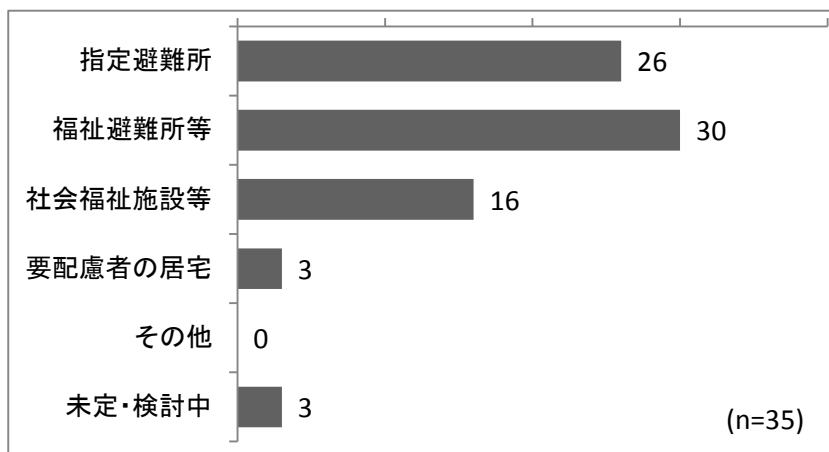
- 実際に支援にあたる派遣人員の確保や育成を開始しているのは、22 団体であり、全都道府県の 46.8%である。これは、都道府県内に体制構築を「既に行っている」・「現在構築中である」の計 35 団体の 62.9%である。(問 2-1⑤)



【派遣先】

- 既に構築している、現在構築中としている 35 団体のうち、人員の派遣先として想定しているのは、福祉避難所 (30 団体・85.7%)、指定避難所 (26 団体・74.3%)、社会福祉施設等 (16 団体・45.7%) である。(問 2-1④-1)

■ 支援先①



	件数	割合
指定避難所	26	74.3%
福祉避難所等	30	85.7%
社会福祉施設等	16	45.7%
要配慮者の居宅	3	8.6%
その他	0	0.0%
未定・検討中	3	8.6%

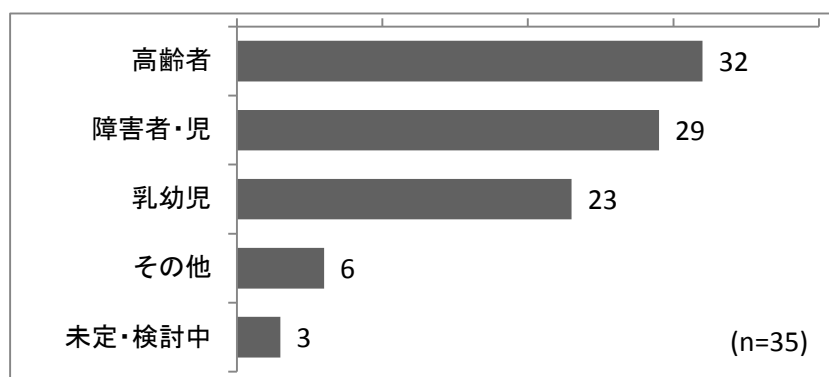
■ 支援先②

	件数	割合
指定避難所のみ	2	5.7%
福祉避難所等のみ	2	5.7%
指定避難所と福祉避難所等	11	31.4%
福祉避難所等と社会福祉施設等	4	11.4%
指定避難所と福祉避難所等と社会福祉施設等	10	28.6%
指定避難所と福祉避難所等と要配慮者の居宅	1	2.9%
指定避難所と福祉避難所等と社会福祉施設等と要配慮者の居宅	2	5.7%
要配慮者の居宅、その他	0	0.0%
未定	3	8.6%
計	35	100.0%

【支援対象】

- 既に構築している、現在構築中としている 35 団体のうち、支援対象として想定しているのは、高齢者 (32 団体・91.4%)、障害者・児 (29 団体・82.9%)、乳幼児 (23 団体・65.7%) である。(問 2-1④-2)

■ 支援対象①



	件数	割合
高齢者	32	91.4%
障害者・児	29	82.9%
乳幼児	23	65.7%
その他	6	17.1%
未定・検討中	3	8.6%

■ 支援対象②

	件数	割合
高齢者のみ	3	8.6%
高齢者と障害者・児	6	17.1%
高齢者と障害者・児と乳幼児	17	48.6%
高齢者と障害者・児と乳幼児とその他	6	17.1%
未定	3	8.6%
計	35	100.0%

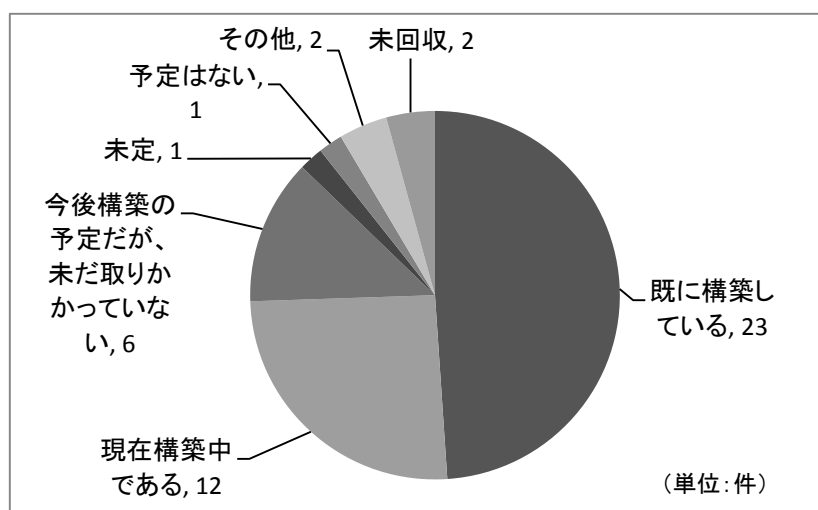
3. 調査結果

(1) 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況について

問 1. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、貴都道府県内の市区町村で災害が発生した場合、要配慮者支援のため、被災地での福祉支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。（1 つ選択）

	件数	割合
1 既に構築している	23	48.9%
2 現在構築中である	12	25.5%
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	6	12.8%
4 未定	1	2.1%
5 予定はない	1	2.1%
6 その他	2	4.3%
7 未回収	2	4.3%
計	47	100.0%

図表- 2 【問 1】都道府県内における支援体制の構築状況



⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	福祉避難所の指定をはじめとする要配慮者支援対策等の打合せなどの際に働きかけを行っている。
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	—
⑰ 体制構築に際しての課題	問5のとおり
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	問5のとおり

青森県

設問		回答																					
① 自都道府県内で活動する体制の名称		青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会																					
② 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災の教訓から、被災地における高齢者や障害者等を支援するマンパワーの確保や発災以降の時間の経過に伴う支援ニーズの変化への対応など多くの課題が浮き彫りになったため。																					
③ 体制の内容		事業者団体や職能団体等15団体と、災害発生直後から機動的に福祉・介護人材の派遣等の対応ができる支援ネットワークを構築																					
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○																				
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○																				
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																					
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先： チーム員が所属する団体																				
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>青森県災害福祉支援チーム員登録時研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>福祉職の資格を有する者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年7月26日～27日</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>チーム員として登録するために必要な知識及び技術等の習得を目的に実施</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>青森県災害福祉支援チーム員スキルアップ研修 I</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム員登録時研修修了者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年2月26日～28日</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>チーム員の知識、技術の更なる向上を図ることを目的に実施</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	青森県災害福祉支援チーム員登録時研修	2) 対象者	福祉職の資格を有する者	3) 実施時期	平成29年7月26日～27日	4) 内容	チーム員として登録するために必要な知識及び技術等の習得を目的に実施	研修2		1) 研修・訓練の名称	青森県災害福祉支援チーム員スキルアップ研修 I	2) 対象者	チーム員登録時研修修了者	3) 実施時期	平成30年2月26日～28日	4) 内容	チーム員の知識、技術の更なる向上を図ることを目的に実施
研修1																							
1) 研修・訓練の名称	青森県災害福祉支援チーム員登録時研修																						
2) 対象者	福祉職の資格を有する者																						
3) 実施時期	平成29年7月26日～27日																						
4) 内容	チーム員として登録するために必要な知識及び技術等の習得を目的に実施																						
研修2																							
1) 研修・訓練の名称	青森県災害福祉支援チーム員スキルアップ研修 I																						
2) 対象者	チーム員登録時研修修了者																						
3) 実施時期	平成30年2月26日～28日																						
4) 内容	チーム員の知識、技術の更なる向上を図ることを目的に実施																						
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成28年10月）																					
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○ (火災)																					
⑧ 体制構築に関わっている団体		青森県社会福祉協議会等 ※参照 チーム員の募集、研修、登録、活動マニュアルの策定・改正、派遣調整																					
⑨ 体制の事務局		青森県健康福祉政策課																					
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		1. 確保している 保健医療調整本部と連携																					

⑪ 体制の担当部署	健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	—
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	連携している保健医療調整本部は、健康福祉部内の保健医療関係各課で構成されている。		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	なし		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	市町村担当課長会議等で説明を行っている。		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	平成28年度に「災害時要配慮者避難支援対策セミナー」を開催。		
⑰ 体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム員の確保 ・DMAT、JMAT、DHEAT等保健医療活動チームとの連携 		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	チーム員の研修参加費用の補助、研修時の代替職員の確保		

※参照

機関・団体名	役割
1. 青森県社会福祉法人経営者協議会	社会福祉施設の専門職の派遣体制検討
2. 公益社団法人 青森県老人福祉協会	高齢者福祉分野の専門職の派遣体制検討
3. 公益社団法人 青森県老人保健施設協会	
4. 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 青森県支部	
5. 青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会	
6. 一般社団法人 青森県保育連合会	児童福祉分野の専門職の派遣体制検討
7. 青森県児童養護施設協議会	
8. 青森県身体障害者施設協議会	障害者福祉分野の専門職の派遣体制検討
9. 青森県社会就労センター協議会	
10. 公益社団法人 青森県社会福祉士会	
11. 青森県精神保健福祉士協会	避難所における相談支援のための専門職の派遣体制検討
12. 公益社団法人 青森県介護支援専門員協会	
13. 青森県ホームヘルパー連絡協議会	
14. 一般社団法人 青森県介護福祉士会	
15. 社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	県内の社会福祉関係機関・団体等との連絡調整
16. 青森県健康福祉部健康福祉政策課	市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築

岩手県

設問		回答																																					
① 自都道府県内で活動する体制の名称		岩手県災害福祉広域支援推進機構																																					
② 体制構築の動機・課題意識		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災津波において、県内の福祉関係職能団体が協働、連携して、岩手県社会福祉協議会を調整役とする「災害ボランティア派遣システム」を構築し、被災者支援を行った。 ・この経験を踏まえて、災害直後の避難所における福祉的課題への初期対応の重要性を認識した各関係団体から、今後の災害発生に備え、避難所等において要配慮者を支援する「災害派遣福祉チーム」の組織化について県に要望があり、関係団体等と検討を進め、同チームの派遣主体となる「岩手県災害福祉広域支援推進機構」を設置した。 																																					
③ 体制の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体や職能団体、医師会等の関係団体と協働で「岩手県災害福祉広域支援推進機構」を設置し、大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを広域的に行う仕組みづくりについて協議、検討するとともに、同機構の福祉関係団体及び各協力施設と協定を締結し、避難所等において要配慮者の支援等を行う「災害派遣福祉チーム」の派遣体制を構築している。 																																					
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○																																					
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (難病患者、女性、妊産婦、児童、外国人等の要配慮者)																																					
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																																					
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している (※個人を特定している)	協定の締結先： 事業者団体、職能団体、各施設																																				
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>災害派遣福祉チーム員登録研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム員予定者 (実務経験3年以上)</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年6月24日～25日 (2日間)</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>講義及び演習 (チームの役割、活動手順、活動シミュレーション等)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修1</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>登録研修修了者 (登録2年目)</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年2月3日～4日 (2日間)</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>講義及び演習 (チーム派遣活動の実際、活動シミュレーション等)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修3</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修2</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>スキルアップ研修1修了者 (登録3年目)</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年10月26日～28日 (3日間)</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>講義及び演習 (チーム派遣活動の実際、多機関連携、活動シミュレーション等)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修4</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>災害派遣福祉チーム調整・活動訓練 (県総合防災訓練)</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>登録研修修了者</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム員登録研修	2) 対象者	チーム員予定者 (実務経験3年以上)	3) 実施時期	平成29年6月24日～25日 (2日間)	4) 内容	講義及び演習 (チームの役割、活動手順、活動シミュレーション等)	研修2		1) 研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修1	2) 対象者	登録研修修了者 (登録2年目)	3) 実施時期	平成30年2月3日～4日 (2日間)	4) 内容	講義及び演習 (チーム派遣活動の実際、活動シミュレーション等)	研修3		1) 研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修2	2) 対象者	スキルアップ研修1修了者 (登録3年目)	3) 実施時期	平成29年10月26日～28日 (3日間)	4) 内容	講義及び演習 (チーム派遣活動の実際、多機関連携、活動シミュレーション等)	研修4		1) 研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム調整・活動訓練 (県総合防災訓練)	2) 対象者	登録研修修了者
研修1																																							
1) 研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム員登録研修																																						
2) 対象者	チーム員予定者 (実務経験3年以上)																																						
3) 実施時期	平成29年6月24日～25日 (2日間)																																						
4) 内容	講義及び演習 (チームの役割、活動手順、活動シミュレーション等)																																						
研修2																																							
1) 研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修1																																						
2) 対象者	登録研修修了者 (登録2年目)																																						
3) 実施時期	平成30年2月3日～4日 (2日間)																																						
4) 内容	講義及び演習 (チーム派遣活動の実際、活動シミュレーション等)																																						
研修3																																							
1) 研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修2																																						
2) 対象者	スキルアップ研修1修了者 (登録3年目)																																						
3) 実施時期	平成29年10月26日～28日 (3日間)																																						
4) 内容	講義及び演習 (チーム派遣活動の実際、多機関連携、活動シミュレーション等)																																						
研修4																																							
1) 研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム調整・活動訓練 (県総合防災訓練)																																						
2) 対象者	登録研修修了者																																						

	<table border="1"> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成29年8月29日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>避難所での要配慮者のスクリーニング、開催地自治体との連携による要支援者の移送訓練</td> </tr> </table>	3)実施時期	平成29年8月29日	4)内容	避難所での要配慮者のスクリーニング、開催地自治体との連携による要支援者の移送訓練												
3)実施時期	平成29年8月29日																
4)内容	避難所での要配慮者のスクリーニング、開催地自治体との連携による要支援者の移送訓練																
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期	1. 開始（平成25年9月）																
⑦ 対応を想定している「災害」	<table> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>○</td> <td>2. 豪雨</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td>○</td> <td>4. 洪水</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>○</td> <td>6. 地震</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>○</td> <td>8. 噴火</td> <td>○</td> </tr> </table>	1. 暴風	○	2. 豪雨	○	3. 豪雪	○	4. 洪水	○	5. 高潮	○	6. 地震	○	7. 津波	○	8. 噴火	○
1. 暴風	○	2. 豪雨	○														
3. 豪雪	○	4. 洪水	○														
5. 高潮	○	6. 地震	○														
7. 津波	○	8. 噴火	○														
⑧ 体制構築に関わっている団体	<p>（福祉関係：チーム員の派遣） 岩手県社会福祉協議会、同経営者協議会、同高齢者福祉協議会、同障がい者福祉協議会、同児童福祉施設協議会、同保育協議会、岩手県介護老人保健施設協会、岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会、岩手県知的障害者福祉協会、岩手県認知症高齢者グループホーム協会、岩手県社会福祉士会、岩手県介護福祉士会、岩手県精神保健福祉士会、岩手県介護支援専門員協会、岩手県ホームヘルパー協議会、岩手県医療ソーシャルワーカー協会</p> <p>（医療・保健関係：チーム活動の支援・連携） 岩手県医師会、岩手県歯科医師会、岩手県薬剤師会、岩手医科大学、岩手県保健師長会</p> <p>（学識経験者：チーム活動の支援・連携）岩手県立大学</p> <p>（行政：チーム活動の支援・連携）岩手県市長会、岩手県町村会</p>																
⑨ 体制の事務局	岩手県社会福祉協議会																
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	1. 確保している 本部（県）と事務局（県社協）で役割分担し、相互補完																
⑪ 体制の担当部署	保健福祉部地域福祉課 ※複数部署の場合の主担当 —																
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	<ul style="list-style-type: none"> ・推進機構の本部長は県知事であり、同機構の会議には、庁内保健福祉部及び防災担当部の関係課が参加し、情報共有を図っている。 ・災害時は、県保健福祉部が保健医療活動本部として災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うが、当課及び災害派遣福祉チームも同本部の一員として、保健医療と連携して活動することとなっている。 ・庁内防災関係課との連携により、県総合防災訓練にチームとして参加して訓練を実施している。 																
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	岩手県社会福祉協議会 児童館・放課後児童クラブ協議会（平成30年機構加入）																
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている																
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者が参加する会議や研修会で、推進機構やチームの取組を紹介するとともに、災害時に連携が図れるよう、市町村に対し、地域防災計画へのチームの受入れ等の明記、防災訓練へのチームの参加などについて働きかけている。 ・市長会、町村会が推進機構の構成団体となり、会議に参加しているほか、市町村防災主管課長会議、災害救助法市町村担当者会議等で、推進機構やチームについて周知を図っている。 																
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	チーム紹介のためのパンフレットを作成・配布しているほか、市町村担当者や関係団体、地域住民等を対象とした「災害福祉地域研修会」を毎年開催し、各市町村での災害時の要配慮者支援の取組や災害派遣福祉チームの活動について周知を図っている（年2回程度開催）。																
⑰ 体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チームなど災害時福祉支援体制の制度化、全国的な相互応援体制の早期確立、チーム活動に必要な財源の確保 ・関係施設の理解・協力によるチーム員の確保、事務局体制の整備など、チーム派遣体制の充実・強化 																
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による福祉の位置付けと、チームの制度化及び全国的な相互派遣調整システムの構築 ・支援体制構築や維持に係る経費に対する国庫補助の継続及び充実と、災害時におけるチーム派遣経費負担の明確化（災害救助法の適用） 																

山形県

設問		回答											
① 自都道府県内で活動する体制の名称		山形県災害派遣福祉チーム (DCAT)											
② 体制構築の動機・課題意識		本県の災害派遣福祉チームは、高齢者関係施設との協定のみとなっているため、今後は障害者、妊産婦、乳幼児、病弱な人等一般避難所生活が困難な人にも対応できる福祉チームの形成を検討していく必要がある。											
③ 体制の内容		協力団体（例：県老人福祉施設協議会）と協力団体に所属する協力施設と協定を締結し、災害発生時に要配慮者等を受け入れる福祉避難所等に介護福祉士や社会福祉士等から構成される福祉チームを派遣する。											
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○											
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○											
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している											
⑤-1 人員確保の方法		1. 団体との協定等でチーム員として派遣できる人数のみを確保している（※個人は特定していない）	協定の締結先： （一社）山形県老人福祉施設協議会、山形県老人保健施設協会										
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">1) 研修・訓練の名称</td> <td>平成29年度山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修会</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>山形県災害派遣福祉チーム員登録者、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会及び山形県老人保健施設協会 会員施設職員で今後登録する予定の職員、福祉避難所に登録している施設の職員、その他 災害時の要配慮者支援対策に係る関係者 等</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年 1月18日～19日</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>一日目：災害派遣福祉チーム員として活動する際の知識を取得するための講義 二日目：図上訓練（シミュレーション訓練）、グループ協議等の演習</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	平成29年度山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修会	2) 対象者	山形県災害派遣福祉チーム員登録者、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会及び山形県老人保健施設協会 会員施設職員で今後登録する予定の職員、福祉避難所に登録している施設の職員、その他 災害時の要配慮者支援対策に係る関係者 等	3) 実施時期	平成30年 1月18日～19日	4) 内容	一日目：災害派遣福祉チーム員として活動する際の知識を取得するための講義 二日目：図上訓練（シミュレーション訓練）、グループ協議等の演習
研修1													
1) 研修・訓練の名称	平成29年度山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修会												
2) 対象者	山形県災害派遣福祉チーム員登録者、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会及び山形県老人保健施設協会 会員施設職員で今後登録する予定の職員、福祉避難所に登録している施設の職員、その他 災害時の要配慮者支援対策に係る関係者 等												
3) 実施時期	平成30年 1月18日～19日												
4) 内容	一日目：災害派遣福祉チーム員として活動する際の知識を取得するための講義 二日目：図上訓練（シミュレーション訓練）、グループ協議等の演習												
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成27年4月）											
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○											
⑧ 体制構築に関わっている団体		一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 山形県老人保健施設協会											
⑨ 体制の事務局		県（健康長寿推進課）											
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		1. 確保している 県の防災部署が立ちあげる災害事務の一部となる。											

⑪ 体制の担当部署	山形県 健康福祉部 健康 長寿推進課	※複数部署の 場合の主担当	—
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	防災部署と連携、県の防災マニュアル等へも記載		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	県社協へ呼びかけを行っている。		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	災害派遣福祉チームの派遣は、市町村からの派遣要請に基づいて行うこととしている。		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	災害派遣福祉チームのマニュアル等を県ホームページへ掲載		
⑰ 体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業予算の確保 ・ 必要な車両、物品等の購入・保管のあり方 ・ チーム派遣のルール作り ・ 他分野の福祉団体との連携体制の構築 		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	国の主導による統一的な支援システムの構築		

福島県

設問		回答																															
① 自都道府県内で活動する体制の名称		福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会																															
② 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災を契機に災害時の福祉支援体制整備の必要性を感じたため																															
③ 体制の内容		職能団体や事業者団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築																															
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	2. 福祉避難所等 <input type="radio"/>																															
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/>																															
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																															
⑤-1 人員確保の方法		2. 明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先： 各施設等 70 団体																														
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>福島県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム員として登録されている者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年12月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>被災地でのチーム活動に関する講義、図上訓練等</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>福島県災害派遣福祉チーム員養成 スキルアップ I 研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム員として登録されている者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年10月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>活動マニュアルの確認に関する講義、図上訓練等</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修3</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>福島県災害派遣福祉チーム員養成 スキルアップ II 研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム員として登録されている者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年1月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>実際に派遣された場合に関する講義、図上訓練等</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	福島県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修	2) 対象者	チーム員として登録されている者	3) 実施時期	平成29年12月	4) 内容	被災地でのチーム活動に関する講義、図上訓練等	研修2		1) 研修・訓練の名称	福島県災害派遣福祉チーム員養成 スキルアップ I 研修	2) 対象者	チーム員として登録されている者	3) 実施時期	平成29年10月	4) 内容	活動マニュアルの確認に関する講義、図上訓練等	研修3		1) 研修・訓練の名称	福島県災害派遣福祉チーム員養成 スキルアップ II 研修	2) 対象者	チーム員として登録されている者	3) 実施時期	平成30年1月	4) 内容	実際に派遣された場合に関する講義、図上訓練等
研修1																																	
1) 研修・訓練の名称	福島県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修																																
2) 対象者	チーム員として登録されている者																																
3) 実施時期	平成29年12月																																
4) 内容	被災地でのチーム活動に関する講義、図上訓練等																																
研修2																																	
1) 研修・訓練の名称	福島県災害派遣福祉チーム員養成 スキルアップ I 研修																																
2) 対象者	チーム員として登録されている者																																
3) 実施時期	平成29年10月																																
4) 内容	活動マニュアルの確認に関する講義、図上訓練等																																
研修3																																	
1) 研修・訓練の名称	福島県災害派遣福祉チーム員養成 スキルアップ II 研修																																
2) 対象者	チーム員として登録されている者																																
3) 実施時期	平成30年1月																																
4) 内容	実際に派遣された場合に関する講義、図上訓練等																																
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成25年11月）																															
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/>																															

⑧ 体制構築に関わっている団体	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人福島県社会福祉士会 ・福島県介護支援専門員協会 ・福島県医療ソーシャルワーカー協会 ・一般社団法人福島県理学療法士会 ・一般社団法人福島県作業療法士会 ・福島県精神保健福祉士協会 ・一般社団法人福島県老人保健施設協会 ・特定非営利活動法人福島県認知症グループホーム協議会 ・一般社団法人福島県介護福祉士会 ・社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・福島県老人福祉施設協議会 ・福島県障がい児者福祉施設協議会 		
⑨ 体制の事務局	福島県保健福祉部社会福祉課		
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	2. 確保していない		
⑪ 体制の担当部署	福島県保健福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部災害対策課も構成団体（県）の一員として協議会に参画している。 ・市町村と合同で実施する避難行動要援護者避難訓練において、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会に構成団体から数名が参加し、高齢者や障がい者を想定した避難者に対する問診等の訓練を行った。 ・平成29年2月2日に県災害対策課が開催した「災害応援協定ネットワーク会議」において、県内の医療・福祉、土木、物資、通信などの関係者約100名が参加し、協定締結団体同士で事例発表や情報交換を行った。 		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	未定		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チームは市町村からの要請を受けて派遣することとしているため、市町村の福祉担当職員や防災担当職員を対象とした各種会議や研修会の場において周知を図っている。 ・平成29年度は、県が市町村と合同で実施する「避難行動要援護者避難訓練」において、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体から複数名が参加した。 		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	—		
⑰ 体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・永続的に取組を維持するための財源確保。 ・災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）のように、災害派遣福祉チームも全国で統一した制度が望まれる。 ・災害救助法における「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護専門職」も明確に位置づけられる必要があること。 		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	—		

群馬県

設問		回答																											
① 自都道府県内で活動する体制の名称		群馬県災害福祉支援ネットワーク																											
② 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災の際に、本県からも介護職員等多くの福祉職の派遣を行ったが、指揮命令系統の混乱等もあり、効果的な支援ができなかったとの反省があった。																											
③ 体制の内容		<p>事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮支援のためのネットワークを構築。</p> <p>①施設間相互応援(H28.3.29相互応援協定締結) 被災した施設に対して、施設種別を超えて、利用者の受入れや、応援職員の派遣を行う。</p> <p>②災害派遣福祉チーム(ぐんまDWA T)の派遣(H30.3.2チーム発足) 主に一般避難所において福祉的ケアや、生活相談、スクリーニング等福祉的支援を行う。</p>																											
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○																										
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○																										
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																											
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している(※個人を特定している)	協定の締結先： 各事業者団体及び職能団体																										
⑤-2 研修や訓練の実施状況		<p>1. 既に実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>災害福祉支援ネットワーク「施設間相互応援協定」に基づく図上訓練</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>相互応援協定締結団体等</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成29年10月26日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>県南部(伊勢崎市、太田市等)での水害を想定した情報伝達訓練(図上訓練)及び現地での実働訓練。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>災害福祉支援ネットワーク研修会</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>福祉関係施設、福祉関係職能団体、市町村、市町村社協ほか</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成29年12月14日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>災害時の備えとして、各関係機関との連携や支援・受援体制の構築の必要性等について、災害時の福祉的支援の先進地から学ぶ。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修3</th> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>群馬県災害派遣福祉チーム員登録研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>各事業者団体から推薦を受けてチーム員候補者として応募した者</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1)研修・訓練の名称	災害福祉支援ネットワーク「施設間相互応援協定」に基づく図上訓練	2)対象者	相互応援協定締結団体等	3)実施時期	平成29年10月26日	4)内容	県南部(伊勢崎市、太田市等)での水害を想定した情報伝達訓練(図上訓練)及び現地での実働訓練。	研修2		1)研修・訓練の名称	災害福祉支援ネットワーク研修会	2)対象者	福祉関係施設、福祉関係職能団体、市町村、市町村社協ほか	3)実施時期	平成29年12月14日	4)内容	災害時の備えとして、各関係機関との連携や支援・受援体制の構築の必要性等について、災害時の福祉的支援の先進地から学ぶ。	研修3		1)研修・訓練の名称	群馬県災害派遣福祉チーム員登録研修	2)対象者	各事業者団体から推薦を受けてチーム員候補者として応募した者
研修1																													
1)研修・訓練の名称	災害福祉支援ネットワーク「施設間相互応援協定」に基づく図上訓練																												
2)対象者	相互応援協定締結団体等																												
3)実施時期	平成29年10月26日																												
4)内容	県南部(伊勢崎市、太田市等)での水害を想定した情報伝達訓練(図上訓練)及び現地での実働訓練。																												
研修2																													
1)研修・訓練の名称	災害福祉支援ネットワーク研修会																												
2)対象者	福祉関係施設、福祉関係職能団体、市町村、市町村社協ほか																												
3)実施時期	平成29年12月14日																												
4)内容	災害時の備えとして、各関係機関との連携や支援・受援体制の構築の必要性等について、災害時の福祉的支援の先進地から学ぶ。																												
研修3																													
1)研修・訓練の名称	群馬県災害派遣福祉チーム員登録研修																												
2)対象者	各事業者団体から推薦を受けてチーム員候補者として応募した者																												

	3)実施時期	平成30年3月2日		
	4)内容	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県災害福祉支援ネットワーク及び被災地支援の基本的事項について ・熊本地震等における被災地支援の実際について 		
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期	1. 開始（平成26年4月）			
⑦ 対応を想定している「災害」	1. 暴風	○	2. 豪雨	○
	3. 豪雪	○	4. 洪水	○
	6. 地震	○	8. 噴火	○
⑧ 体制構築に関わっている団体	<p>①施設間相互応援協定、②災害派遣福祉チームの派遣の2本立てとなっており、これらの協定締結団体に③支援・連携団体を加え、全22団体（群馬県含む）で「群馬県災害福祉支援ネットワーク」を構成している。</p> <p>群馬県災害福祉支援ネットワーク構成団体等</p> <p>①施設間相互応援 群馬県社会福祉法人経営者協議会、群馬県老人福祉施設協議会、群馬県身体障害者施設協議会、群馬県知的障害者福祉協会、群馬県精神障害者社会復帰協議会、群馬県社会就労センター協議会、群馬県救護施設協議会、群馬県保育協議会、群馬県児童養護施設連絡協議会、群馬県乳児福祉協議会、群馬県母子生活支援施設協議会、群馬県社会福祉協議会</p> <p>②災害派遣福祉チーム員の派遣 （上記に加え）群馬県社会福祉士会、群馬県介護福祉士会、群馬県精神保健福祉士会、群馬県介護支援専門員協会、群馬県ホームヘルパー協議会、ぐんま子育て支援センター連絡会</p> <p>③チーム活動の支援・連携 群馬県地域包括・在宅支援センター協議会、群馬県市長会、群馬県町村会</p>			
⑨ 体制の事務局	群馬県社会福祉協議会			
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	1. 確保している 県内を4ブロックに分け、それぞれに拠点となる施設を設定（予定）			
⑪ 体制の担当部署	健康福祉部健康福祉課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	群馬県災害福祉支援ネットワークの構成員として、介護高齢課、障害政策課、子育て・青少年課、児童福祉課及び危機管理室が参画			
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	医療ソーシャルワーカー協会			
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている			
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	福祉避難所の設置支援等			
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	パンフレット作成（予定）			
⑰ 体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・他の災害支援組織との連携 ・市町村との連携・ぐんまDWATの周知 			
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	被災地に官民併せて様々な支援団体が入ってくる中で、それらの支援内容を把握し、調整する体制への支援			

埼玉県

設問		回答											
① 自都道府県内で活動する体制の名称		埼玉県災害福祉支援ネットワーク											
② 体制構築の動機・課題意識		平成28年の熊本地震において、避難所における要配慮者への福祉支援の確保が大きな課題となったことから検討を開始した。											
③ 体制の内容		事業者団体や職能団体等と、人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築。											
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○										
	④-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等 ○											
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している											
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先： ※参照										
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>埼玉県災害派遣福祉チーム員登録時研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>チーム員派遣協力の申出があった法人（施設）、団体に所属する職員で、チーム員としての登録を希望する者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成29年11月30日、平成30年1月24日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>講義「災害の種類と被害想定及び災害対策本部等について」「避難所の開設・運営」「埼玉県災害派遣福祉チームの組織体制・活動内容」「災害時の福祉的課題と被災者支援の実際」</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1)研修・訓練の名称	埼玉県災害派遣福祉チーム員登録時研修	2)対象者	チーム員派遣協力の申出があった法人（施設）、団体に所属する職員で、チーム員としての登録を希望する者	3)実施時期	平成29年11月30日、平成30年1月24日	4)内容	講義「災害の種類と被害想定及び災害対策本部等について」「避難所の開設・運営」「埼玉県災害派遣福祉チームの組織体制・活動内容」「災害時の福祉的課題と被災者支援の実際」
研修1													
1)研修・訓練の名称	埼玉県災害派遣福祉チーム員登録時研修												
2)対象者	チーム員派遣協力の申出があった法人（施設）、団体に所属する職員で、チーム員としての登録を希望する者												
3)実施時期	平成29年11月30日、平成30年1月24日												
4)内容	講義「災害の種類と被害想定及び災害対策本部等について」「避難所の開設・運営」「埼玉県災害派遣福祉チームの組織体制・活動内容」「災害時の福祉的課題と被災者支援の実際」												
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成29年5月）											
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○										
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○										
		6. 地震 ○	8. 噴火 ○										
⑧ 体制構築に関わっている団体		事業者団体、職能団体、政令市及び中核市、埼玉県社会福祉協議会 ※構成団体及び役割分担は別表のとおり。											
⑨ 体制の事務局		埼玉県社会福祉協議会											
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない											
⑪ 体制の担当部署		福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当 —										
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		県危機管理防災部消防防災課、県福祉部障害者福祉推進課・障害者支援課・高齢者福祉課・少子政策課・こども安全課が、災害福祉支援ネットワークの会議に参加している。											
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		なし											

⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	平成30年度以降、各市町村が実施する避難所開設訓練等への参加を予定している。
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	現在、具体的な計画はないが、今後検討していきたい。
⑰ 体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用されない場合の費用負担方法 ・効果的な研修・訓練プログラムの開発 ・リーダーやコーディネーターの養成 ・避難所の開設主体である市町村との連携
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・携行備品（衛星携帯電話、モバイルパソコン、プリンター等）に対する補助 ・研修・訓練プログラムの提供

※ 埼玉県災害福祉支援ネットワーク構成団体一覧

区分	団体名等	主な役割
福祉関係団体	埼玉県社会福祉法人経営者協議会 一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会 埼玉県身体障害者施設協議会 埼玉県発達障害福祉協会 一般社団法人埼玉県セルフセンター協議会 埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会 埼玉県救護施設連絡協議会 埼玉県児童福祉施設協議会 埼玉県乳児施設協議会 埼玉県保育協議会 埼玉県母子生活支援施設協議会 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 一般社団法人埼玉県介護福祉士会 埼玉県精神保健福祉士協会 一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会 特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会	チーム員の推薦 研修・訓練への参加
社会福祉協議会	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	ネットワーク会議事務局 チーム員の登録・名簿管理
市町村	さいたま市 川越市 越谷市 川口市 (H30.4.1～)	避難所開設訓練の情報提供
県	埼玉県	研修・訓練の企画 活動マニュアルの作成

東京都

設問		回答											
① 自都道府県内で活動する体制の名称		東京都災害福祉広域支援ネットワーク											
② 体制構築の動機・課題意識		<p>東日本大震災の際、福祉職員の派遣など、広域からの人的支援が実施されたが、被災地での受入が効果的に進まなかったことから、都道府県単位で他自治体からの福祉職員派遣者を総合調整する機関の必要性が明らかとなりました。</p> <p>これを踏まえ、東京都災害福祉広域支援ネットワークを構築するとともに、東京都社会福祉協議会及び各職能団体と災害時の応援協定を締結し、福祉専門職の応援派遣体制を構築しました。</p> <p>今後は、訓練等を通じて、体制の充実を図る必要があると考えています。</p>											
③ 体制の内容		<p>① 情報集約と情報共有 災害時要配慮者への人的支援の不足・ニーズ等の情報収集を行う。（主に東京都と東京都社会福祉協議会が情報集約し、ネットワーク構成団体で情報共有）</p> <p>② 福祉専門職の応援派遣 被災地域内の災害対策や相互応援だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合、東社協施設部会、都内職能団体等から被災地の社会福祉施設及び福祉避難所等へ福祉専門職の応援派遣を行う。</p> <p>③ 東京都災害福祉広域調整センターの設置 東京都内の応援派遣だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合、東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災地や応援派遣団体との必要な調整やマッチングを行う（他道府県の福祉施設応援派遣職員のマッチングを含む）。</p>											
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	2. 福祉避難所等 ○	3. 社会福祉施設等 ○										
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○										
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している											
⑤-1 人員確保の方法		1. 団体との協定等でチーム員として派遣できる人数のみを確保している（※個人は特定していない）	協定の締結先：—										
⑤-2 研修や訓練の実施状況		<p>1. 既に実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>平成29年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク 広域訓練</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>災害福祉広域支援ネットワーク構成団体</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年11月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>発災後の情報収集・発信、福祉専門職の応援派遣等の連携における課題の検討</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	平成29年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク 広域訓練	2) 対象者	災害福祉広域支援ネットワーク構成団体	3) 実施時期	平成29年11月	4) 内容	発災後の情報収集・発信、福祉専門職の応援派遣等の連携における課題の検討
研修1													
1) 研修・訓練の名称	平成29年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク 広域訓練												
2) 対象者	災害福祉広域支援ネットワーク構成団体												
3) 実施時期	平成29年11月												
4) 内容	発災後の情報収集・発信、福祉専門職の応援派遣等の連携における課題の検討												
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成29年4月）											

⑦ 対応を想定している「災害」	1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
	3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
	5. 高潮 ○	6. 地震 ○
	7. 津波 ○	8. 噴火 ○
⑧ 体制構築に関わっている団体	○東京都社会福祉協議会（東京都災害福祉広域調整センターの運営） ○東京都社会福祉協議会施設部会（福祉専門職の派遣） ○東京社会福祉士会（福祉専門職の派遣） ○東京都介護福祉士会（福祉専門職の派遣） ○東京都医療社会事業協会（福祉専門職の派遣） ○東京都介護支援専門員研究協議会（福祉専門職の派遣） ○東京精神保健福祉士協会（福祉専門職の派遣） ○区市町村（支援の受入） ○地区社会福祉協議会（支援の受入）	
⑨ 体制の事務局	東京都及び東京都社会福祉協議会で共同実施	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署	福祉保健局総務部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部	※複数部署の場合の主担当 福祉保健局総務部
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	東京都災害福祉広域支援ネットワークにおいては、都の防災部署もオブザーバーとして取組の検討に参画しており、情報共有や連携を図っている。	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	今のところありません。	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	今年度は、区市町村の福祉部門、防災部門の担当者を対象にした研修会において、東京都災害福祉広域支援ネットワークの検討状況について報告しています。	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	今のところありません。	
⑰ 体制構築に際しての課題	—	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	—	

神奈川県

設問		回答																															
① 自都道府県内で活動する体制の名称		かながわ災害福祉広域支援ネットワーク																															
② 体制構築の動機・課題意識		大規模災害が発生した場合、被災市町村においては、膨大な量の災害対応や行政機能の喪失、福祉マンパワーの不足等に伴い、福祉支援の調整が困難となることが想定される。 そこで、広域自治体である県が、関係団体と協働し、災害時に要配慮者を支援することを目的とした組織を構築した。																															
③ 体制の内容		関係団体と協定等は締結していないが、要配慮者の支援に係る派遣人材の育成、大規模災害時における福祉的ニーズの把握及び要配慮者の広域支援の調整を所掌事項としたネットワークを構築している。																															
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○																														
	④-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等 ○																															
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																															
⑤-1 人員確保の方法		4. その他	研修受講者を把握し、ネットワーク構成団体とも共有している。																														
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修（講演・パネルディスカッション）</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>同ネットワーク構成団体の会員等</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年1月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>「災害発生、そのときどう動くか～熊本地震に学ぶ～」をテーマとしたパネルディスカッション等</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修（演習Ⅰ）</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>同ネットワーク構成団体の会員等</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年1月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>「『ふだんの暮らし』再興のためのネットワーク」をテーマとしたグループワーク等</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修3</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修（演習Ⅱ）</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>同ネットワーク構成団体の会員等</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年2月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>「福祉避難所開設の実際」をテーマとしたグループワーク等</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修（講演・パネルディスカッション）	2) 対象者	同ネットワーク構成団体の会員等	3) 実施時期	平成30年1月	4) 内容	「災害発生、そのときどう動くか～熊本地震に学ぶ～」をテーマとしたパネルディスカッション等	研修2		1) 研修・訓練の名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修（演習Ⅰ）	2) 対象者	同ネットワーク構成団体の会員等	3) 実施時期	平成30年1月	4) 内容	「『ふだんの暮らし』再興のためのネットワーク」をテーマとしたグループワーク等	研修3		1) 研修・訓練の名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修（演習Ⅱ）	2) 対象者	同ネットワーク構成団体の会員等	3) 実施時期	平成30年2月	4) 内容	「福祉避難所開設の実際」をテーマとしたグループワーク等
研修1																																	
1) 研修・訓練の名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修（講演・パネルディスカッション）																																
2) 対象者	同ネットワーク構成団体の会員等																																
3) 実施時期	平成30年1月																																
4) 内容	「災害発生、そのときどう動くか～熊本地震に学ぶ～」をテーマとしたパネルディスカッション等																																
研修2																																	
1) 研修・訓練の名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修（演習Ⅰ）																																
2) 対象者	同ネットワーク構成団体の会員等																																
3) 実施時期	平成30年1月																																
4) 内容	「『ふだんの暮らし』再興のためのネットワーク」をテーマとしたグループワーク等																																
研修3																																	
1) 研修・訓練の名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修（演習Ⅱ）																																
2) 対象者	同ネットワーク構成団体の会員等																																
3) 実施時期	平成30年2月																																
4) 内容	「福祉避難所開設の実際」をテーマとしたグループワーク等																																
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成28年7月）																															

⑦ 対応を想定している「災害」	10. その他 ○（災害救助法が適用され又は適用される可能性がある と認められる程度の災害）
⑧ 体制構築に関わっている団体	<p>【構成員】</p> <p>一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会 公益社団法人 神奈川県介護福祉士会 一般社団法人 神奈川県高齢者福祉施設協議会 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 神奈川県身体障害施設協会 神奈川県知的障害施設団体連合会 一般社団法人 神奈川県老人保健施設協会 一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会 公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会</p> <p>【役割分担】</p> <p>[平常時] ・定期的な連絡会の開催による連携強化 ・構成団体の介護職員等を対象とした研修等の実施による人材育成</p> <p>[災害時] ・派遣職員調整</p>
⑨ 体制の事務局	神奈川県（保健福祉局福祉部地域福祉課）
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	2. 確保していない
⑪ 体制の担当部署	保健福祉局福祉部地域福祉課 ※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	かながわ災害福祉広域支援ネットワークの連絡会（年3回程度実施）には、当県の安全防災部局や福祉部局の職員が出席している。
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	公益社団法人 神奈川県理学療法士会
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	4. その他（位置付けていない。）
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	市町村の福祉避難所担当者を対象とした会議等において、かながわ災害福祉広域支援ネットワークの活動内容等について情報共有している。
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	特になし
⑰ 体制構築に際しての課題	・災害時にも機能する本部体制の構築 ・医療との連携
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	・全国共通の標準ガイドライン及びマニュアルの提示 ・自己完結型支援に必要な資機材の支給又は購入に対する財政的支援

新潟県

設問		回答											
① 自都道府県内で活動する体制の名称		新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会											
② 体制構築の動機・課題意識		新潟県は災害が多発しており、その必要性は高いと認識している。											
③ 体制の内容		県内13福祉関係団体で構成する新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会と、平成29年9月に人員派遣等を主な内容とする協定を締結するなど、ネットワークを構築している。											
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 <input type="radio"/>	2. 福祉避難所等 <input type="radio"/>										
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/>	2. 障害者・児 <input type="radio"/>										
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している											
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先：—										
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>災害福祉支援チーム研修会</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム員</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年11月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>東北福祉大学教授等による講義、図上訓練（シミュレーション）</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	災害福祉支援チーム研修会	2) 対象者	チーム員	3) 実施時期	平成29年11月	4) 内容	東北福祉大学教授等による講義、図上訓練（シミュレーション）
研修1													
1) 研修・訓練の名称	災害福祉支援チーム研修会												
2) 対象者	チーム員												
3) 実施時期	平成29年11月												
4) 内容	東北福祉大学教授等による講義、図上訓練（シミュレーション）												
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		—											
⑦ 対応を想定している「災害」		4. 洪水 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/>	6. 地震 <input type="radio"/>										
⑧ 体制構築に関わっている団体		新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 構成13団体 県老人福祉施設協議会、県身体障害者施設協議会、県知的障害者福祉協会、県精神障害者社会福祉施設協議会、県救護施設協議会、県社会福祉法人経営者協議会、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県ホームヘルパー協議会、県介護支援専門員協会、災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバート、県社会就労センター連絡協議会、県社会福祉協議会											
⑨ 体制の事務局		県社会福祉協議会が事務局を担当している。											
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない											
⑪ 体制の担当部署		福祉保健部福祉保健課	※複数部署の場合の主担当 <input type="radio"/>										
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		防災局防災企画課と連携してネットワーク構築、拡充に努めている。											
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—											
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		4. その他（現在、県地域防災計画の改正手続き中。年度内に改正され、位置付けられる予定）											
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		県地域防災計画の改正を踏まえ、市町村地域防災計画への反映を働きかけていくことになると思われる。											
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		直接住民に周知することは行っていないが、市長会・町村会などと連携して、セミナーを行うなどして、市町村、市町村社会福祉協議会、福祉関係団体への周知を図っている											
⑰ 体制構築に際しての課題		介護人材不足の中、チーム員の拡充・補充が難しく、一部の法人の善意に頼っている状況があるので、何らかのインセンティブが必要なのではないかと思われる。											
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		人員派遣に協力する団体、法人等に対する何らかのメリットが必要ではないかと思われる。											

岐阜県

設問		回答																					
① 自都道府県内で活動する体制の名称		岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜D C A T）																					
② 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災をはじめとした過去の大規模災害において要配慮者支援が課題とされており、平常時から福祉的人材による支援体制を確保・構築しておく必要があるため。																					
③ 体制の内容		岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村等から知事に対して派遣要請があったとき、被災した高齢者や障がい者などの配慮が必要な方々が、避難所等で十分な介護・福祉サービスを受けることができるよう、地域の福祉人材からなる派遣チームを構成し、避難所等に派遣・支援活動を行うもの。																					
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○																				
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 3. 乳幼児 ○	2. 障害者・児 ○																				
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																					
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先： 岐阜県社会福祉法人経営者協議会、岐阜県老人福祉施設協議会、一般社団法人岐阜県知的障害者支援協会、岐阜県身体障害者福祉施設協議会、岐阜県精神保健福祉協会、岐阜県保育研究協議会、岐阜県児童福祉協議会、岐阜県デイサービスセンター協議会、一般社団法人岐阜県社会福祉士会、岐阜県老人保健施設協会																				
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>岐阜D C A Tビギナー研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>初めて岐阜D C A T隊員に登録する者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成29年8月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>制度概要や派遣の仕組み、研修・訓練体系等に係る講義並びに被災地支援経験者による講演</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>岐阜D C A Tミドル研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>登録2年目以降の岐阜D C A T隊員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成29年7月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>制度概要や派遣の仕組み、被災地における福祉的支援に係る講義並びに活動シミュレ</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1)研修・訓練の名称	岐阜D C A Tビギナー研修	2)対象者	初めて岐阜D C A T隊員に登録する者	3)実施時期	平成29年8月	4)内容	制度概要や派遣の仕組み、研修・訓練体系等に係る講義並びに被災地支援経験者による講演	研修2		1)研修・訓練の名称	岐阜D C A Tミドル研修	2)対象者	登録2年目以降の岐阜D C A T隊員	3)実施時期	平成29年7月	4)内容	制度概要や派遣の仕組み、被災地における福祉的支援に係る講義並びに活動シミュレ
研修1																							
1)研修・訓練の名称	岐阜D C A Tビギナー研修																						
2)対象者	初めて岐阜D C A T隊員に登録する者																						
3)実施時期	平成29年8月																						
4)内容	制度概要や派遣の仕組み、研修・訓練体系等に係る講義並びに被災地支援経験者による講演																						
研修2																							
1)研修・訓練の名称	岐阜D C A Tミドル研修																						
2)対象者	登録2年目以降の岐阜D C A T隊員																						
3)実施時期	平成29年7月																						
4)内容	制度概要や派遣の仕組み、被災地における福祉的支援に係る講義並びに活動シミュレ																						

		ーション	
	研修3		
	1)研修・訓練 の名称	岐阜DCATアドバンス研修	
	2)対象者	リーダー候補者	
	3)実施時期	平成30年3月	
	4)内容	一般避難所等での活動における課題や留意点と対応方針に係る議論と学習	
	研修4		
	1)研修・訓練 の名称	岐阜DCAT実地訓練	
	2)対象者	ミドル研修受講済みの岐阜DCAT隊員	
	3)実施時期	平成30年2月	
	4)内容	市町村が実施する避難所開設運営訓練に岐阜DCATを派遣	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期	1. 開始（平成26年7月）		
⑦ 対応を想定している「災害」	2. 豪雨 ○ 4. 洪水 ○ 6. 地震 ○		
⑧ 体制構築に関わっている団体	<事務局> 岐阜県社会福祉協議会 <派遣人員確保> 岐阜県社会福祉法人経営者協議会、岐阜県老人福祉施設協議会、一般社団法人岐阜県知的障害者支援協会、岐阜県身体障害者福祉施設協議会、岐阜県精神保健福祉協会、岐阜県保育研究協議会、岐阜県児童福祉協議会、岐阜県デイサービスセンター協議会、一般社団法人岐阜県社会福祉士会、岐阜県老人保健施設協会		
⑨ 体制の事務局	県と県社会福祉協議会が共同で事務局機能を担当		
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	2. 確保していない		
⑪ 体制の担当部署	健康福祉部 健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	—
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	県の災害福祉施策に係る協議会（岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会）に県防災部局が参画するとともに、適宜必要な情報共有等を行っている。		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	市町村担当者向けの説明会や研修会、個別訪問等による周知・啓発等を実施		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	各種団体等からの依頼に基づき、災害福祉支援に係る講演等を実施		
⑰ 体制構築に際しての課題	国主導による全国で統一された体制が整備されていないこと		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	国主導による全国で統一された体制の整備		

静岡県

設問		回答											
① 自都道府県内で活動する体制の名称		静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（派遣チーム名「静岡DCAT」）											
② 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災における教訓（要配慮者を支援する仕組みが事前に構築されておらず、福祉人材の確保が困難となり、支援が効果的に進まなかった）											
③ 体制の内容		静岡県内の福祉関係団体（事業者団体や職能団体）等が構築したネットワークと、災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ広域的支援が必要とされる場合に、被災地において不足する福祉人材を派遣する協定を平成29年3月に締結。											
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○										
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 3. 乳幼児 ○	2. 障害者・児 ○										
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している											
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先： 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク										
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>静岡DCAT登録員養成研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>DCATへの登録を希望する社会福祉士等の福祉人材</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年9月と平成30年2月の2回</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>静岡DCATの活動内容や組織体制などの講義と指定避難所運営支援訓練等の演習</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	静岡DCAT登録員養成研修	2) 対象者	DCATへの登録を希望する社会福祉士等の福祉人材	3) 実施時期	平成29年9月と平成30年2月の2回	4) 内容	静岡DCATの活動内容や組織体制などの講義と指定避難所運営支援訓練等の演習
研修1													
1) 研修・訓練の名称	静岡DCAT登録員養成研修												
2) 対象者	DCATへの登録を希望する社会福祉士等の福祉人材												
3) 実施時期	平成29年9月と平成30年2月の2回												
4) 内容	静岡DCATの活動内容や組織体制などの講義と指定避難所運営支援訓練等の演習												
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成29年3月）											
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 3. 豪雪 ○ 5. 高潮 ○ 7. 津波 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○	2. 豪雨 ○ 4. 洪水 ○ 6. 地震 ○ 8. 噴火 ○										
⑧ 体制構築に関わっている団体		静岡県社会福祉法人経営者協議会等の福祉関係団体や静岡県社会福祉士会等の職能団体が派遣職員の確保を行い、市町からの派遣要請を受けて県がネットワークに派遣要請を行う。											
⑨ 体制の事務局		静岡県社会福祉協議会											
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない											
⑪ 体制の担当部署		健康福祉部管理局政策監及び福祉長寿局地域福祉課	※複数部署の場合の主担当 福祉長寿局地域福祉課										
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		庁内の防災担当部署の担当者会議にて静岡県災害福祉広域支援ネットワークについて説明を行った。											

⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	今のところなし
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	地域福祉担当者会議（ブロック会議）等で、各市町の担当者に静岡県災害福祉広域支援ネットワークについての情報提供などを行った。
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	ネットワークの事務局である静岡県社会福祉協議会にて一般向けパンフレットを作成した。
⑰ 体制構築に際しての課題	派遣に係る費用負担の問題や、福祉人材が不足している中で災害時に派遣可能な人材の確保に懸念がある。
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	一都道府県単位の支援には限界があり、福祉人材が逼迫する中で都道府県域を越えた支援が適切と考えられるが、全国で統一した体制整備を実施するため、全国統一の指針提示等の支援が適切と考える。

愛知県

設問		回答																															
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害福祉広域支援体制整備事業																															
② 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災では、要配慮者の支援や支援者の受け入れの仕組みが事前に構築されておらず、要配慮者を支援する福祉人材の確保が困難であったことが指摘されていたため。																															
③ 体制の内容		<p>① 大規模災害時における要配慮者の広域支援の検討及び推進をするため、行政、職能団体、事業者団体等で構成する「愛知県災害福祉広域支援推進協議会」を開催</p> <p>② 災害派遣福祉チームの派遣に備え、チーム員に対し派遣の訓練を含むスキルアップ研修及び新規登録のチーム員に対し基礎研修を行う。また、派遣時の怪我等に備え、傷害保険に加入をする。</p>																															
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○																															
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○																															
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																															
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先： 法人																														
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施 <table border="1" data-bbox="641 1095 1407 1962"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>平成29年度内閣府・愛知県・武豊町地震・津波防災訓練</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>チーム員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成29年11月5日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>避難所において要配慮者のスクリーニング</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>愛知県災害派遣福祉チーム員登録研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>派遣協力の申出があった法人（施設）・団体等のチーム員登録予定者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成30年3月5日（月）</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>チーム員登録のために必要な基礎的な知識等を身に付けることを目的に実施</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修3</th> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>愛知県災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>受講していないチーム員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成30年3月7日（水）</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>チーム員の技術の向上を図ることを目的に実施</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1)研修・訓練の名称	平成29年度内閣府・愛知県・武豊町地震・津波防災訓練	2)対象者	チーム員	3)実施時期	平成29年11月5日	4)内容	避難所において要配慮者のスクリーニング	研修2		1)研修・訓練の名称	愛知県災害派遣福祉チーム員登録研修	2)対象者	派遣協力の申出があった法人（施設）・団体等のチーム員登録予定者	3)実施時期	平成30年3月5日（月）	4)内容	チーム員登録のために必要な基礎的な知識等を身に付けることを目的に実施	研修3		1)研修・訓練の名称	愛知県災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修	2)対象者	受講していないチーム員	3)実施時期	平成30年3月7日（水）	4)内容	チーム員の技術の向上を図ることを目的に実施
研修1																																	
1)研修・訓練の名称	平成29年度内閣府・愛知県・武豊町地震・津波防災訓練																																
2)対象者	チーム員																																
3)実施時期	平成29年11月5日																																
4)内容	避難所において要配慮者のスクリーニング																																
研修2																																	
1)研修・訓練の名称	愛知県災害派遣福祉チーム員登録研修																																
2)対象者	派遣協力の申出があった法人（施設）・団体等のチーム員登録予定者																																
3)実施時期	平成30年3月5日（月）																																
4)内容	チーム員登録のために必要な基礎的な知識等を身に付けることを目的に実施																																
研修3																																	
1)研修・訓練の名称	愛知県災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修																																
2)対象者	受講していないチーム員																																
3)実施時期	平成30年3月7日（水）																																
4)内容	チーム員の技術の向上を図ることを目的に実施																																
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成27年3月）																															

⑦ 対応を想定している「災害」	10. その他 ○（災害救助法が適用される規模の災害）		
⑧ 体制構築に関わっている団体	愛知県社会福祉協議会（広域支援・愛知DCAT運用事務局） 81法人と協定締結している。 社会福祉法人（73）、医療法人（7）、病院（1）		
⑨ 体制の事務局	愛知県社会福祉協議会		
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	1. 確保している 本部機能：愛知県健康福祉部地域福祉課		
⑪ 体制の担当部署	愛知県健康福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	—		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	3. 未定		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	愛知DCAT派遣の手引きについて、①各市町村長あて送付②市町村防災担当課長会議において説明		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	—		
⑰ 体制構築に際しての課題	—		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	—		

京都府

設問		回答																																					
① 自都道府県内で活動する体制の名称		京都府災害時要配慮者避難支援センター																																					
② 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災での要配慮者支援の状況を踏まえ検討を開始																																					
③ 体制の内容		災害発生時には、事務局（府・府社会福祉協議会）を中心に、福祉関係団体と連携して被災者支援を実施 実働体制として、京都府災害派遣福祉チーム（京都DWAT）を避難所に派遣して避難者・所を支援するとともに、地域の避難所にいち早く駆けつけ避難所の立ち上げ・運営を福祉目線で支援する「福祉避難サポートリーダー」を養成している。																																					
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○																																					
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○（災害時用配慮者（外国人、子ども、LGBT等）																																					
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																																					
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先： 福祉関係団体																																				
		4. その他	その他の基準も設けている。																																				
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>京都DWAT養成研修（第1回）</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>京都DWATチーム員（全員）</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年6月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>他チームの支援内容の共有等</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>京都DWAT養成研修（第2回）</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>京都DWATチーム員（全員）</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成29年9月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>府総合防災訓練での実務研修等</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修3</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>京都DWAT養成研修（第3回）</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>京都DWATチーム員（全員）</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年2月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>平時の取り組みの共有、熊本支援ふりかえり等</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修4</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>平時における各圏域毎の活動</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>京都DWATチーム員（全員）</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	京都DWAT養成研修（第1回）	2) 対象者	京都DWATチーム員（全員）	3) 実施時期	平成29年6月	4) 内容	他チームの支援内容の共有等	研修2		1) 研修・訓練の名称	京都DWAT養成研修（第2回）	2) 対象者	京都DWATチーム員（全員）	3) 実施時期	平成29年9月	4) 内容	府総合防災訓練での実務研修等	研修3		1) 研修・訓練の名称	京都DWAT養成研修（第3回）	2) 対象者	京都DWATチーム員（全員）	3) 実施時期	平成30年2月	4) 内容	平時の取り組みの共有、熊本支援ふりかえり等	研修4		1) 研修・訓練の名称	平時における各圏域毎の活動	2) 対象者	京都DWATチーム員（全員）
研修1																																							
1) 研修・訓練の名称	京都DWAT養成研修（第1回）																																						
2) 対象者	京都DWATチーム員（全員）																																						
3) 実施時期	平成29年6月																																						
4) 内容	他チームの支援内容の共有等																																						
研修2																																							
1) 研修・訓練の名称	京都DWAT養成研修（第2回）																																						
2) 対象者	京都DWATチーム員（全員）																																						
3) 実施時期	平成29年9月																																						
4) 内容	府総合防災訓練での実務研修等																																						
研修3																																							
1) 研修・訓練の名称	京都DWAT養成研修（第3回）																																						
2) 対象者	京都DWATチーム員（全員）																																						
3) 実施時期	平成30年2月																																						
4) 内容	平時の取り組みの共有、熊本支援ふりかえり等																																						
研修4																																							
1) 研修・訓練の名称	平時における各圏域毎の活動																																						
2) 対象者	京都DWATチーム員（全員）																																						

	3)実施時期	通年	
	4)内容	各地域の防災訓練・防災活動への参画、研修等の講師、防災イベントの参加等	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期	1. 開始（平成25年4月）		
⑦ 対応を想定している「災害」	10. その他 ○（災害救助法が適用される程度のすべての災害）		
⑧ 体制構築に関わっている団体	構成団体は、別表のとおり ※参照 役割は、医療、福祉、行政の各役割で連携して支援を実施		
⑨ 体制の事務局	府及び府社会福祉協議会の共同事務局		
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	1. 確保している 京都府地域防災計画のとおり		
⑪ 体制の担当部署	介護・地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	健康福祉部主管課、医療関係課及び防災関係課が府災害時要配慮者避難支援センターに参画している。		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	府内各地区で開催される「地域防災対策連絡会」（防災、福祉、警察、消防等が参加）会議及び市町村地域福祉担当課長会議で周知 また、各地域の防災訓練等において、京都DWATチーム員が参画し市町村との連携を推進		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	平時の取り組みの一環として、地域の防災の取り組みへの参画加や児童館、防災イベント等に参加して周知・啓発を実施 また、テレビ、ラジオ及び新聞等を通じて活動等を紹介		
⑰ 体制構築に際しての課題	・ 近隣都道府県又は全国規模での相互支援体制の構築 ・ 避難所のユニバーサルデザイン化の推進		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	全国規模の災害の際に、派遣調整ができる仕組み。また、平時は、定期的な研修会を開催できる仕組みが必要		

※参照 京都府災害時要配慮者避難支援センター 構成団体

区分	団体名等	
医療関係	○一般社団法人京都府医師会 ○一般社団法人京都私立病院協会 ○一般社団法人京都精神科病院協会	○一般社団法人京都府病院協会 ○公益社団法人京都府看護協会 ○京都透析医会 (6団体)
福祉関係	○社会福祉法人京都府社会福祉協議会 ○社会福祉法人京都市社会福祉協議会 ○一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 ○一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 ○一般社団法人京都府介護老人保健施設協会 ○京都府障害厚生施設協議会 ○京都知的障害者福祉施設協議会	○京都府ホームヘルパー連絡協議会 ○社団法人京都府介護支援専門員会 ○一般社団法人京都社会福祉士会 ○一般社団法人京都府介護福祉士会 ○京都府児童福祉施設連絡協議会 ○京都児童養護施設長会 ○京都市身体障害者福祉施設長協議会 (14団体)
行政関係	○京都府 ○京都市 ○福知山市 ○舞鶴市 ○綾部市 ○宮津市 ○南丹市 ○京丹波町 ○伊根町 (9団体)	

大阪府

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		大阪府災害福祉広域支援ネットワーク	
② 体制構築の動機・課題意識		府内の福祉関係団体との間において、相互の取組みの情報集約や共有、被災地の福祉ニーズへの連携した取組みや調整等を行う必要性があったため	
③ 体制の内容		被災した府民等の福祉ニーズに対応できるよう、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体が参画するネットワークを構築	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	6. 未定・検討中	
	④-2 主な対象者	5. 未定・検討中	
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
⑤-1 人員確保の方法		—	—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		—	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		2. 開始予定（平成31年当初月）	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 4. 洪水 ○ 7. 津波 ○	2. 豪雨 ○ 6. 地震 ○
⑧ 体制構築に関わっている団体		公益社団法人 大阪介護支援員専門員協会 公益社団法人 大阪介護福祉士会 公益社団法人 大阪介護老人保健施設協会 公益社団法人 大阪社会福祉士会 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会 公益社団法人 大阪府理学療法士会	
⑨ 体制の事務局		大阪府福祉部福祉総務課	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		大阪府福祉部福祉総務課	※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		【建築担当部署との連携】 ○ 社会福祉施設等の耐震化促進。 【防災担当部署との連携】 ○ 市町村において避難行動要支援者名簿の更新や活用が進む支援及び自主防災組織のリーダー育成研修実施予定。 ○ 福祉避難所運営の確立に向けた避難所運営マニュアルの改訂実施予定。	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		検討中	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		「避難行動要支援者に関する取組事例研修会」を実施。 (H30. 1. 23)	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		ホームページにて周知を行っている。	
⑰ 体制構築に際しての課題		派遣は施設、団体に大きな負担を伴うものであるが、派遣について、災害救助法や国防災基本計画に明確な位置づけがないこと、実際に派遣する際の費用負担などが、民間団体・施設の協力を求める際の課題である。	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		・災害福祉広域支援ネットワークが行う支援を、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施するための法整備。 ・ネットワーク事務局（本部）機能についてのノウハウ（マニュアルや研修）や財政支援。	

鳥取県

設問		回答																					
① 自都道府県内で活動する体制の名称		鳥取県災害時福祉支援チーム																					
② 体制構築の動機・課題意識		熊本地震及び鳥取県中部地震における福祉避難所の福祉人材不足（※体制構築の発端であり、検討の過程で、福祉避難所をメインとするのではなく、在宅・一般避難所まで幅広くカバーする体制へ議論が移行した。）																					
③ 体制の内容		① 職能団体3会（社会福祉士会、介護福祉士会及び介護支援専門員連絡協議会）のうち福祉チーム登録者を災害時に在宅・一般避難所・福祉避難所へ必要に応じて派遣する。（コーディネートは3会により構成される事務局） ② 医療・保健と連携するため、鳥取県保健医療福祉対策支部に参画し、情報共有を行う。																					
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○																				
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○	2. 障害者・児 ○ (福祉的支援が必要な要配慮者)																				
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																					
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先： 鳥取県社会福祉士会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会																				
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>鳥取県災害時福祉支援チーム研修会</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>協定締結団体会員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成29年9月22日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>災害時の行政や被災者の状況や課題を学び、鳥取県災害時福祉支援チームとしてどのような支援ができるのかを考える</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>鳥取県災害時福祉支援チーム・先遣隊養成研修会</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>協定締結団体会員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成30年2月6日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>県災害時福祉支援チームの支援活動において重要な先遣業務について、基本的な事項について理解し、今後の活動につなげる</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1)研修・訓練の名称	鳥取県災害時福祉支援チーム研修会	2)対象者	協定締結団体会員	3)実施時期	平成29年9月22日	4)内容	災害時の行政や被災者の状況や課題を学び、鳥取県災害時福祉支援チームとしてどのような支援ができるのかを考える	研修2		1)研修・訓練の名称	鳥取県災害時福祉支援チーム・先遣隊養成研修会	2)対象者	協定締結団体会員	3)実施時期	平成30年2月6日	4)内容	県災害時福祉支援チームの支援活動において重要な先遣業務について、基本的な事項について理解し、今後の活動につなげる
研修1																							
1)研修・訓練の名称	鳥取県災害時福祉支援チーム研修会																						
2)対象者	協定締結団体会員																						
3)実施時期	平成29年9月22日																						
4)内容	災害時の行政や被災者の状況や課題を学び、鳥取県災害時福祉支援チームとしてどのような支援ができるのかを考える																						
研修2																							
1)研修・訓練の名称	鳥取県災害時福祉支援チーム・先遣隊養成研修会																						
2)対象者	協定締結団体会員																						
3)実施時期	平成30年2月6日																						
4)内容	県災害時福祉支援チームの支援活動において重要な先遣業務について、基本的な事項について理解し、今後の活動につなげる																						
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		—																					
⑦ 対応を想定している「災害」		10. その他 ○ (災教法適用となるような場合、県知事が必要と認める場合)																					
⑧ 体制構築に関わっている団体		鳥取県社会福祉士会、鳥取県介護福祉士会 鳥取県介護支援専門員連絡協議会																					

⑨ 体制の事務局	県直営（事務局は3会からの事務局要員で構成）		
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	2. 確保していない		
⑪ 体制の担当部署	福祉保健課	※複数部署の場合の主担当	—
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	災害発生時は、各総合事務所（地方機関）の福祉保健局が保健・医療などのコーディネートを行う保健医療福祉対策支部を立ち上げることとなっており、福祉チームは当該支部と情報共有を図る。		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	鳥取県障害者相談支援専門員協会		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	各市町村担当課長に対し、要綱等策定の周知とともに、福祉チームの受入体制の構築や訓練の情報提供などを依頼した。		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	未実施		
⑰ 体制構築に際しての課題	<p>コーディネート機能</p> <p>※現状では3会が事務局を構成し、その中でコーディネートを行うこととしているが、経験が皆無であり、また、災害の規模によっては機能しなくなることも考えられ、特に発災当初の被災自治体との連携に不安がある。</p>		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	災害時専門のコーディネート支援		

島根県

設問		回答																					
① 自都道府県内で活動する体制の名称		しまね災害福祉広域支援ネットワーク																					
② 体制構築の動機・課題意識		大規模災害等が発生した際に、避難所における災害時要配慮者等への支援、被災福祉施設に対する職員の応援派遣など、福祉的支援ニーズに迅速かつ的確に対応する。																					
③ 体制の内容		事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築																					
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○																				
	④-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等 ○	4. 要配慮者の居宅 ○																				
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																					
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先：—																				
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>しまねDCAT訓練研修（基礎コース）</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>訓練研修未受講者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年1月15日、16日、22日</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>ネットワークの概要、DCATの活動内容ほか</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>しまねDCAT訓練研修（スキルアップコース）</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>訓練研修（基礎コース）受講者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年1月29日</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>講義、机上トレーニング（ワークショップ）</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1) 研修・訓練の名称	しまねDCAT訓練研修（基礎コース）	2) 対象者	訓練研修未受講者	3) 実施時期	平成30年1月15日、16日、22日	4) 内容	ネットワークの概要、DCATの活動内容ほか	研修2		1) 研修・訓練の名称	しまねDCAT訓練研修（スキルアップコース）	2) 対象者	訓練研修（基礎コース）受講者	3) 実施時期	平成30年1月29日	4) 内容	講義、机上トレーニング（ワークショップ）
研修1																							
1) 研修・訓練の名称	しまねDCAT訓練研修（基礎コース）																						
2) 対象者	訓練研修未受講者																						
3) 実施時期	平成30年1月15日、16日、22日																						
4) 内容	ネットワークの概要、DCATの活動内容ほか																						
研修2																							
1) 研修・訓練の名称	しまねDCAT訓練研修（スキルアップコース）																						
2) 対象者	訓練研修（基礎コース）受講者																						
3) 実施時期	平成30年1月29日																						
4) 内容	講義、机上トレーニング（ワークショップ）																						
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成27年9月）																					
⑦ 対応を想定している「災害」		10. その他 ○（特に除外する災害はない）																					
⑧ 体制構築に関わっている団体		島根県社会福祉法人経営者協議会：県内社会福祉施設との連絡調整 島根県老人福祉施設協議会：老人福祉分野の専門職派遣等の検討 島根県保育協議会：児童福祉分野の専門職派遣等の検討 島根県知的障害者福祉協会：障害福祉分野の専門職派遣等の検討 島根県身体障害者施設協議会：障害福祉分野の専門職派遣等の検討 島根県児童入所施設協議会：児童福祉分野の専門職派遣等の検討 島根県社会福祉士会：福祉専門職の派遣等の検討 島根県介護福祉士会：福祉専門職の派遣等の検討 島根県精神保健福祉士会：福祉専門職の派遣等の検討 島根県介護支援専門員協会：福祉専門職の派遣等の検討 島根県看護協会：福祉専門職の派遣等の検討																					

	島根県社会福祉協議会：ネットワーク事務局の運営、県（福祉関係部局・防災関係部局）との連携、総合調整等		
⑨ 体制の事務局	島根県社会福祉協議会		
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	2. 確保していない		
⑪ 体制の担当部署	健康福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	年2回のネットワーク会議に福祉部担当者と防災部担当者も参加		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	立ち上げ時に県、市町村、県社協（ネットワーク事務局）の三者で協定締結。毎年度当初の市町村災害担当者会議で事業説明。		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	特になし		
⑰ 体制構築に際しての課題	—		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	—		

山口県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		山口県災害福祉広域支援ネットワーク	
② 体制構築の動機・課題意識		熊本地震における課題（福祉人材の不足等）を踏まえ、災害時において、高齢者、障害者等の支援が必要な方に対し、緊急的な対応が行えるよう、平成28年度に、福祉関係14団体と「災害時における福祉支援に関する協定」を締結	
③ 体制の内容		県内で、広域的な支援が必要となる大規模災害（災害救助法が適用される程度）が発生した場合に、福祉避難所や被災福祉施設等において必要となる福祉人材等を円滑に確保できるよう、関係福祉団体からの派遣体制を整備	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	2. 福祉避難所等 ○	3. 社会福祉施設等 ○
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 3. 乳幼児 ○	2. 障害者・児 ○
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
⑤-1 人員確保の方法		—	—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		—	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		3. 時期未定（平成30年）	
⑦ 対応を想定している「災害」		10. その他 ○（災害救助法が適用されるような大規模災害）	
⑧ 体制構築に関わっている団体		・山口県社会福祉協議会（共同事務局） ・その他福祉関係13団体（福祉人材の派遣）※別表参照	
⑨ 体制の事務局		<共同事務局> 山口県健康福祉部厚政課 山口県社会福祉協議会	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		山口県健康福祉部厚政課	※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		大規模災害が起こった場合は、庁内の福祉施設関係課である長寿社会課（老人福祉施設等）、障害者支援課（障害者支援施設等）、こども政策課（保育所）、こども家庭課（児童養護施設等）と協同し、派遣調整を実施する。	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		特にありません。	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		1. 位置付けられている	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		・平成28年度に福祉関係14団体と協定を締結した際に、県内市町へ制度の周知を実施 ・平成29年度は、災害救助市町担当者会議において、改めて、制度の説明を行い、周知を図った。	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		特にありません。	
⑰ 体制構築に際しての課題		本県においては、大規模災害時に、福祉避難所や被災福祉施設等において不足する福祉人材の確保を図るためのネットワークは構築済みであるが、災害派遣福祉チームを組成し、一般避難所へチームを派遣することができるような体制の構築には至っていない。今後は、一般避難所へのチーム派遣体制の構築に向けて、検討を進めていく。	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		—	

※ 参照 災害時における福祉支援に関する協定締結団体

区分	団体名等
福祉関係	山口県社会福祉法人経営者協議会 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会（共同事務局） 山口県老人福祉施設協議会 山口県障害福祉サービス協議会 一般財団法人 山口県知的障害者福祉協会 一般財団法人 山口県児童入所施設連絡協議会 山口県老人保健施設協議会 山口県身体障害者施設協議会 山口県救護施設協議会 一般財団法人 山口県保育協会 山口県デイサービスセンター協議会 山口県聴覚障害者福祉協会 一般社団法人 山口県社会福祉士会 一般社団法人 山口県介護福祉士会

愛媛県

設問		回答
① 自都道府県内で活動する体制の名称		愛媛県災害時福祉避難所等人的支援体制
② 体制構築の動機・課題意識		・熊本地震等大規模災害において福祉支援体制が十分に機能しなかったこと ・県内市町ヒアリングの結果、避難所等における福祉支援人材の確保が進んでいないことが明らかになったこと
③ 体制の内容		施設団体、職能団体等を通じ、各法人から人材派遣を受けることを想定した要配慮者支援のためのネットワークを構築 (以下詳細) ① 災害時要配慮者支援チーム 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の専門職から募集、メンバー登録、県からの要請で県内外にチーム派遣 ② 災害時福祉人材マッチング制度 平時から、避難所において要配慮者を支援する人材を広く募集、登録、発災後避難所にて支援を実施 ②-1 災害時福祉人材（現役の福祉職員を対象） ②-2 災害時福祉ボランティア人材（離職者・OBを対象） ③ 災害時福祉人材派遣要請 発災後、避難所等で支援する人材が不足する場合に関係団体に派遣を要請
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (病弱者など)
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		2. 開始予定（平成30年4月）
⑤-1 人員確保の方法		—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		—
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成29年8月）
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○
⑧ 体制構築に関わっている団体		○愛媛県社会福祉協議会 ○愛媛県民生児童委員協議会 ○愛媛県老人福祉施設協議会 ○愛媛県老人保健施設協議会 ○一般社団法人愛媛県地域密着型サービス協会 ○愛媛県身体障害者施設協議会 ○NPO法人愛媛県知的障害者福祉協会 ○愛媛県児童福祉施設連合会 ○愛媛県保育協議会 ○愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（ERAT） 【加盟団体】 ・愛媛県リハビリテーション研究会

	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県回復期リハビリテーション連絡協議会 ・公益社団法人愛媛県理学療法士会 ・公益社団法人愛媛県作業療法士会 ・愛媛県言語聴覚士会 ・一般社団法人愛媛県介護福祉士会 ・一般社団法人愛媛県社会福祉士会 ・愛媛県医療ソーシャルワーカー協会 ・公益社団法人愛媛県栄養士会 ・公益社団法人愛媛県看護協会 ・愛媛県介護支援専門員協会 <p>○一般社団法人愛媛県医師会 ○一般社団法人愛媛県歯科医師会 ○一般社団法人愛媛県薬剤師会 ○一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会 ○愛媛県ホームヘルパー協議会 ○県内20市町 関係課 ○県地方局地域福祉課、保健所 ○県医療対策課 ○県防災危機管理課</p> <p>【役割分担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設団体、職能団体：構成員の法人に人材登録を依頼 ・団体に構成員である法人：人材を派遣 ・県リハビリテーション協議会（ERAT）：チームの運営 		
⑨ 体制の事務局	<p>① 災害時要配慮者支援チーム：ERAT ② 災害時福祉人材マッチング制度：市町 ③ 災害時福祉人材派遣要請：県</p>		
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能	2. 確保していない		
⑪ 体制の担当部署	保健福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	防災部署、医療対策部署が当協議会のメンバーに入っており、共に意見交換しながら構築を進めている。		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	各市町が当協議会のメンバーに入っており、共に意見交換しながら構築を進めている。 【市町の役割】 マッチング制度への登録募集、地元避難所へのマッチング、平時からの訓練等による連携の深化		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	今後の検討課題		
⑰ 体制構築に際しての課題	支援人材が避難所等において、どのような役割を担うのかについて具体化を図るとともに、支援人材や避難所を運営する市町や施設管理者、地元組織などと話し合いの場や訓練を通じて連携を深めていく必要がある。		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	今後の協議会の運営、研修の実施、物資の確保のため、現状の災害福祉支援ネットワークに係る補助金の継続と充実をお願いしたい。		

福岡県

設問		回答												
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害時における福祉避難所等への福祉等専門人材の派遣に係る協定												
② 体制構築の動機・課題意識		市町村が開設する福祉避難所の人材不測の解消を図り適切な運営を支援すること												
③ 体制の内容		社会福祉士等の職能団体と人員派遣の協定を締結。市町村の派遣要請を県が受け、職能団体の専門人材を派遣する。												
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所	○	2. 福祉避難所等	○									
	④-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等	○											
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している												
⑤-1 人員確保の方法		4. その他	職能団体と協定を締結し、各団体毎に人員を確保している。											
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>福岡県災害時福祉等専門人材派遣連絡会議</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>協定締結団体の会員</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>平成30年2月8日</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>岩手県社会福祉協議会の方を招き、災害時の要配慮者への効果的な支援について講演を行った。</td> </tr> </tbody> </table>			研修1		1) 研修・訓練の名称	福岡県災害時福祉等専門人材派遣連絡会議	2) 対象者	協定締結団体の会員	3) 実施時期	平成30年2月8日	4) 内容	岩手県社会福祉協議会の方を招き、災害時の要配慮者への効果的な支援について講演を行った。
研修1														
1) 研修・訓練の名称	福岡県災害時福祉等専門人材派遣連絡会議													
2) 対象者	協定締結団体の会員													
3) 実施時期	平成30年2月8日													
4) 内容	岩手県社会福祉協議会の方を招き、災害時の要配慮者への効果的な支援について講演を行った。													
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成29年4月）												
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風	○	2. 豪雨	○									
		4. 洪水	○	6. 地震	○									
		9. 原子力災害	○											
⑧ 体制構築に関わっている団体		公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 公益社団法人福岡県介護福祉士会 一般社団法人福岡県言語聴覚士会 公益社団法人作業療法協会 公益社団法人社会福祉士会 福岡県手話の会連合会 社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会 公益社団法人福岡県理学療法士会												
⑨ 体制の事務局		福祉労働部福祉総務課												
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない												
⑪ 体制の担当部署		福祉労働部福祉総務課	※複数部署の場合の主担当	—										
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		福祉避難所等で必要な支援や人材について、庁内関係課と意見交換・情報共有を実施。												
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		福岡県ホームヘルパー連絡会 一般社団法人福岡県精神保健福祉士会												

⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	4. その他（要配慮者支援については記載しているが、協定内容については明記していない。）
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の設置・運営に関するマニュアルを通じて、市町村に対し、支援人材の確保を要請。また、市町村の要請に応じて、県を通じ、支援人材を派遣できる旨を市町村担当者説明会で周知。 ・市町村相互での要配慮者の円滑な受け入れが実施されるよう、福祉避難所への広域避難に関するマニュアルを策定し、市町村に周知。
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	<p>県では、個別避難支援計画策定のための研修会において、福祉避難所の役割等について住民への周知を実施。</p> <p>市町村に対しては、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知するよう、市町村担当者説明会等を通じて要請。</p>
⑰ 体制構築に際しての課題	<p>広域連携（県外）においては、DMATのように国が派遣調整する機能が必要。</p> <p>災害救助法の救助に「福祉」が無いため、人材派遣に係る費用について救助法による確実な負担ができないこと。</p>
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	<p>広域連携（県外）においては、DMATのように国が派遣調整する機能を構築すること。</p> <p>災害救助法の救助に福祉を位置付け、指定避難所等への人材派遣に係る確実な費用負担が可能となること。</p>

佐賀県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定 ・その他、佐賀県・市町災害時相互応援協定 	
② 体制構築の動機・課題意識		福祉避難所設置においては施設の整備（確保）と人材の確保が必要であり、特に介護などを行う福祉人材の確保が急務であった。さらに災害時には市町の判断で要請したほうがよいケースがあるため、本協定では市町から直接介護事業者に対し派遣依頼できるスキームとしている。	
③ 体制の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定 災害発生時、福祉支援の人材が不足する場合に、介護事業者が県との協定に基づき人材を派遣し、日常生活の介助や生活支援を行う。特にネットワークは構築していない。 ・佐賀県・市町災害時相互応援協定 避難所等における福祉支援等の人材が不足する場合に、県と市町間において相互に人材を派遣し避難者に対する円滑な支援を行う。なお、不足する場合は九州・山口各県への応援を要請する。 	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○	
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している	
⑤-1 人員確保の方法		1. 団体との協定等でチーム員として派遣できる人数のみを確保している（※個人は特定していない）	協定の締結先：—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		2. 今後実施予定	
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成26年5月）	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 10. その他 ○（崖崩れ等）	
⑧ 体制構築に関わっている団体		協定締結介護事業所 ・株式会社ニチイ学館佐賀支店 ・セントケア九州株式会社	
⑨ 体制の事務局		県福祉課を想定	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		明確な役割分担や連携体制はない。	※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		特になし	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		特になし	

⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	3. 未定
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	福祉支援体制に特化した取組は実施していない。
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	福祉支援に特化した取組は実施していない。
⑰ 体制構築に際しての課題	特になし
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	災害救助法第4条の「救助の種類」に「福祉（介護を含む）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者の介護・支援を、災害救助の基本施策の一つに位置付けるとともに、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護関係者」を明記し、災害救助費による支弁を可能とすることが必要。

長崎県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		長崎県災害福祉広域支援ネットワーク	
② 体制構築の動機・課題意識		熊本地震を始め、近年、多くの自然災害が発生していることなどを受け、災害時要配慮者に対する支援の必要性への認識は、ますます高まりを見せている。	
③ 体制の内容		事業者団体等と事前に協定を締結し、長崎県災害派遣福祉チーム（DCAT）を設置することにより、災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ広域的支援が必要とされる場合、（福祉）避難所等において迅速に要配慮者への支援が行える体制を整備する。	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 3. 乳幼児 ○	2. 障害者・児 ○
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している	
⑤-1 人員確保の方法		1. 派遣できる人数のみを確保している （※個人は特定していない）	協定の締結先： 福祉関係事業者団体等
⑤-2 研修や訓練の実施状況		2. 今後実施予定	
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成29年9月）	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 4. 洪水 ○ 6. 地震 ○ 8. 噴火 ○	2. 豪雨 ○ 5. 高潮 ○ 7. 津波 ○ 9. 原子力災害 ○
⑧ 体制構築に関わっている団体		(1) 長崎県社会福祉法人経営者協議会 (2) 長崎県老人福祉施設協議会 (3) 長崎県老人保健施設協会 (4) 長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 (5) 長崎県認知症グループホーム連絡協議会 (6) 長崎県授産施設協議会 (7) 長崎県身体障害児者施設協議会 (8) 長崎県手をつなぐ育成会 (9) 長崎県知的障がい者福祉協会 (10) 長崎県精神障がい者福祉協会 (11) 長崎県児童養護施設協議会 (12) 長崎県保育協会	
⑨ 体制の事務局		福祉保健部福祉保健課	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		福祉保健部福祉保健課	※複数部署の場合の主担当
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		高齢者福祉施設については、関係団体と災害時の相互応援協定を締結した。（H29年3月）	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	

⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	3. 未定
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	会議等において、災害時の要配慮者対策（避難行動要支援者名簿情報提供の同意、個別支援計画の策定、福祉避難所の確保・公表等）について、情報共有優を図りながら推進を図っている。また長崎県災害福祉広域支援ネットワークについてはネットワーク構築した旨の情報提供を行っている。
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	県においては実施していない。
⑰ 体制構築に際しての課題	①迅速なチーム編成と派遣ができる体制の整備 ②実際に被災地で活動する職員のDCATの活動に必要な知識等の向上 ③長崎DCATの活動に必要な物品等の整備
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	災害派遣福祉チーム（DCAT）の制度化、被災地での活動費用財源の明確化が必要。また、関係協力団体との迅速な調整を図るため、災害調整担当職員を県社会福祉協議会に配置することができるよう人件費についての国庫補助の創設。

熊本県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）	
② 体制構築の動機・課題意識		災害発生時において、高齢者、障がい者等の要配慮者が、避難所等において十分なケアが受けられずに生活に支障をきたすことが想定されることから、これらの要配慮者を支援するための災害派遣チームを設置	
③ 体制の内容		事業者団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している	
⑤-1 人員確保の方法		1. 団体との協定等でチーム員として派遣できる人数のみを確保している（※個人は特定していない）	協定の締結先： 熊本県老人福祉施設協議会、 一般社団法人熊本県老人保健施設協会、 熊本県療養病床施設連絡協議会、 熊本県地域密着型サービス連絡会、 熊本県身体障害児者施設協議会、 公益社団法人熊本県精神科協会、 熊本県知的障がい者施設協会
		4. その他	平成30年度より、先遣隊については、個人を特定して登録
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施 平成25年度より研修を実施していたが、平成28年度及び平成29年度は熊本地震の検証等のため、研修は実施していない。	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		—	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	8. 噴火 ○
⑧ 体制構築に関わっている団体		<p>団体：熊本県老人福祉施設協議会、一般社団法人熊本県老人保健施設協会、熊本県療養病床施設連絡協議会、熊本県地域密着型サービス連絡会、熊本県身体障害児者施設協議会、公益社団法人熊本県精神科協会、熊本県知的障がい者施設協会</p> <p>団体の役割：県（事務局）と連携して派遣調整方針を決定、災害派遣福祉チームへの人員派遣</p>	
⑨ 体制の事務局		県	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		—	※複数部署の場合の主担当 健康福祉政策課

⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課など
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	職能団体等の参加を検討
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県で作成した避難所・福祉避難所運営マニュアルを活用し、市町村のマニュアル作成及び見直しを働きかけている。 ・ 市町村の福祉避難所の指定の見直しを働きかけている。
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	—
⑰ 体制構築に際しての課題	—
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	災害救助法に福祉を明確に規定

< 「2. 現在構築中である」と回答した都道府県 >

宮城県

設問		回答																						
① 自都道府県内で活動する体制の名称		宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会																						
② 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災時において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等が一般避難所という同一の空間で過ごした結果、様々なトラブルが発生した。また、その後に大勢の福祉の支援団体が入ったが、重複する調査や支援により、かえって高齢者等の心的負担をかけることとなった。																						
③ 体制の内容		県全体としての支援体制の整備は行われていなかった。																						
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所	○	2. 福祉避難所等	○																			
	④-2 主な対象者	1. 高齢者	○	2. 障害者・児	○																			
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																						
⑤-1 人員確保の方法		4. その他	2を想定しており、今後、関係団体と調整を行う予定である。																					
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>スキルアップ I</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>既にチーム員養成研修を受講した者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成30年2月中旬</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>チームの中心となって活動を行うための知識の習得</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>初めてチーム員に関する研修を受講する者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成30年3月上旬</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>チーム活動の意義等の理解</td> </tr> </tbody> </table>			研修1		1)研修・訓練の名称	スキルアップ I	2)対象者	既にチーム員養成研修を受講した者	3)実施時期	平成30年2月中旬	4)内容	チームの中心となって活動を行うための知識の習得	研修2		1)研修・訓練の名称	基礎研修	2)対象者	初めてチーム員に関する研修を受講する者	3)実施時期	平成30年3月上旬	4)内容	チーム活動の意義等の理解
研修1																								
1)研修・訓練の名称	スキルアップ I																							
2)対象者	既にチーム員養成研修を受講した者																							
3)実施時期	平成30年2月中旬																							
4)内容	チームの中心となって活動を行うための知識の習得																							
研修2																								
1)研修・訓練の名称	基礎研修																							
2)対象者	初めてチーム員に関する研修を受講する者																							
3)実施時期	平成30年3月上旬																							
4)内容	チーム活動の意義等の理解																							
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成29年7月）																						
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風	○	2. 豪雨	○																			
		3. 豪雪	○	4. 洪水	○																			
		5. 高潮	○	6. 地震	○																			
		7. 津波	○	8. 噴火	○																			
⑧ 体制構築に関わっている団体		県内市町村、宮城県社会福祉協議会、東北福祉大学、福祉関係団体など56団体																						
⑨ 体制の事務局		宮城県社会福祉協議会																						
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない																						
⑪ 体制の担当部署		保健福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—																				
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		危機対策課																						

⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	ないと思われる。
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	1. 位置付けられている
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	市町村の地域防災計画に位置づけるよう市町村に対して意義を説明しており、今後の体制構築の中で引き続き助言を行っていく。
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	平成26～28年度に災害福祉広域支援ネットワークに関するフォーラムを開催した。
⑰ 体制構築に際しての課題	福祉関係団体だけでなく、市町村も含めて、県全体のネットワークの構築のための議論を行っていく必要がある。
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	現状では災害派遣福祉チーム等の活動のための法的な根拠が明確にされていないので、災害救助法に関する規程に災害派遣福祉チームを設けるなどすることにより、市町村等の体制整備も進むと考えられる。

秋田県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	
② 体制構築の動機・課題意識		大規模災害発生時の一般避難所等における2次被害の防止	
③ 体制の内容		事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 3. 乳幼児 ○	2. 障害者・児 ○
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		2. 開始予定（平成30年4月）	
⑤-1 人員確保の方法		—	—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		—	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		2. 開始予定（平成30年4月）	
⑦ 対応を想定している「災害」		2. 豪雨 ○ 6. 地震 ○ 8. 噴火 ○	4. 洪水 ○ 7. 津波 ○
⑧ 体制構築に関わっている団体		東北福祉大学（アドバイザー、養成研修講師） 秋田県社会福祉法人経営者協議会、秋田県老人福祉施設協議会 秋田県社会就労センター協議会、秋田県児童養護施設協議会 秋田県母子福祉協議会、秋田県保育協議会 秋田県知的障害者福祉協会、秋田県地域包括支援・在宅介護支援センター協議会、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会	
⑨ 体制の事務局		秋田県社会福祉協議会	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		健康福祉部地域・家庭福祉課	※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		総務部総合防災課	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		秋田県地域包括支援センター・在宅介護支援センター協議会	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	
⑮ 体制に関する各市町村との関係、情報交換の実施状況		本県での支援体制がスタートした後、市町村防災担当課長会議等の機会に周知する予定	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		未定	
⑰ 体制構築に際しての課題		—	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		D P A T 研修のような全国統一の研修体系	

栃木県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		栃木県災害福祉広域支援協議会（仮称）	
② 体制構築の動機・課題意識		災害時要配慮者に適切な支援を提供するとともに、本県被災時における、他自治体からの受援体制を構築する必要性を感じたため。	
③ 体制の内容		事業者団体や職能団体等と被災地への人員派遣を想定したネットワークを構築	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
	④-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等 ○	
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		2. 開始予定（平成30年12月）	
⑤-1 人員確保の方法		2. 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）	協定の締結先：—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		2. 今後実施予定	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成30年3月）	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	
⑧ 体制構築に関わっている団体		栃木県社会福祉協議会、栃木県社会福祉法人経営者協議会、栃木県社会福祉士会、栃木県老人福祉施設協議会、栃木県老人保健施設協会、栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会、とちぎケアマネジャー協会、栃木県認知症高齢者グループホーム協会、栃木県介護福祉士会、栃木県高齢者福祉協会、栃木県身体障害者施設協議会、栃木県障害施設・事業協会、栃木県精神保健福祉士会、栃木県精神障害者支援事業協会、とちぎ障がい者相談支援専門員協会、栃木県保育協議会、栃木県児童養護施設等連絡協議会（順不同）	
⑨ 体制の事務局		栃木県保健福祉部保健福祉課	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		保健福祉部保健福祉課	※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		構築準備会への出席、協議会への参加	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		未定	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		体制構築後、検討	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		体制構築後、検討	
⑰ 体制構築に際しての課題		福祉施設においては、人員不足が深刻な状況にあり、災害発生時にどれだけの施設からどれだけの人員派遣に協力いただけるかが課題。	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		人員派遣を行った福祉施設に対する補償制度	

福井県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		福井県災害福祉支援ネットワーク協議会	
② 体制構築の動機・課題意識		平成29年2月20日の厚生労働省通知を受け、福井県でも必要性があるため。「災害福祉支援ネットワークの構築支援事業」に取り組むこととなった。	
③ 体制の内容		施設団体や職能団体、市町等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
	④-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等 ○	
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 高齢者 ○	
		2. 障害者・児 ○	
		3. 乳幼児 ○	
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
⑤-1 人員確保の方法		—	—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		—	
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成29年12月）	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	9. 原子力災害 ○
⑧ 体制構築に関わっている団体		※参照	
⑨ 体制の事務局		県	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		健康福祉部政策推進グループ	※複数部署の場合の主担当
		—	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		福井県災害福祉支援ネットワーク協議会に、防災部局（危機対策・防災課、砂防防災課）も参画。	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		未定	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		福井県災害福祉支援ネットワーク協議会に、市町も参画。	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		社会福祉施設・事業所対象に防災研修を開催。	
⑰ 体制構築に際しての課題		1つの法人が県指定の事業所と市町指定の事業所をしている場合があるため、関わり方が重複したり、もれたりしないように調整をしなければならない。	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		—	

※参照

福井県災害福祉支援ネットワーク協議会に向けた準備会

区分	団体名等
種別協議会	県老人福祉施設協議会 県老人保健施設協議会 県身体障害者（児）援護施設連絡協議会 県知的障害者福祉協会 県精神障害者福祉サービス事業所連絡協議会 県社会的養護施設協議会 県民間保育園連盟 県私立幼稚園・認定こども園協会 県認知症高齢者グループホーム連絡協議会 県小規模多機能型居宅介護事業所連絡協議会 県デイサービスセンター協議会 県ホームヘルプサービス事業者協議会 県訪問看護ステーション連絡協議会 県社会福祉法人経営者協議会
職能団体	県看護協会 県精神保健福祉士協会 県介護福祉士会 県理学療法士会 県作業療法士会 県介護支援専門員協会 県社会福祉士会
社協	県社会福祉協議会
市町	市町福祉担当課（17市町）

長野県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害福祉広域支援ネットワーク会議（仮称）	
② 体制構築の動機・課題意識		国は各都道府県に対して、災害時の要配慮者の安全・安心を確保において、被災 地行政、福祉等の支援活動を行う必要がある場合に備えた、災害派遣福祉チームの養成を依頼しており、長野県では、このチームの仕組みづくりについて、県社協を中心とする取り組みに補助を行っている。	
③ 体制の内容		① 事業者団体や職能団体等と専門職の人員派遣も想定した災害時要配慮者支援のための福祉チームの立上げ準備 ② 発災直後から機能する施設間相互応援にむけた仕組みづくり ③ 各事業者団体や職能団体の取り組む災害支援プロジェクトの事前共有や応援・調整	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない ○	
⑤-1 人員確保の方法		—	
⑤-2 研修や訓練の実施状況		—	
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成28年7月）	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		6. 地震 ○	8. 噴火 ○
		9. 原子力災害 ○	
⑧ 体制構築に関わっている団体		【事業実施団体】 長野県社会福祉協議会 【会議構成団体】 長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県高齢者福祉事業協会、長野県老人保健施設協議会、長野県宅老所・グループホーム連絡会、長野県身体障害者施設協議会、長野県知的障がい福祉協会、せいしれん、長野県保育連盟、長野県児童福祉施設連盟、長野県救護施設協議会、長野県社会福祉士会、長野県介護福祉士会、長野県精神保健福祉士協会、長野県医療ソーシャルワーカー協会、長野県介護支援専門員協会、長野県相談支援専門員協会	
⑨ 体制の事務局		長野県社会福祉協議会	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		健康福祉部	※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		危機管理部との情報共有	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		3. 未定	

⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	実施していない
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	実施していない
⑰ 体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門職派遣に要する経費負担 ② 地域住民及び関係機関等の役割明確化 ③ 被災施設の職員と派遣された職員の役割分担 ④ 受け入れ施設の支援者受入態勢の構築（施設間の基本理念統一とマニュアルづくり） ⑤ 平時における訓練方法 ⑥ 市町村との連携のあり方
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門職派遣に要する経費助成 ② 災害時要配慮者支援に関する啓発等の機運醸成機会 ③ 災害救助法第4条を改正し、災害救助費の用途に「福祉」を追加すること

三重県

設問		回答											
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害時における福祉支援ネットワーク協議会											
② 体制構築の動機・課題意識		福祉避難所の運営支援など、災害時の福祉人材の育成が必要											
③ 体制の内容		災害時における要配慮者に対して、緊急的に対応が行えるよう、社会福祉事業者、職能団体等による福祉支援ネットワークを構築											
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○										
	④-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等 ○											
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している											
⑤-1 人員確保の方法		3. 個人による応募も受け付けている	確保した人員数：延べ148										
⑤-2 研修や訓練の実施状況		1. 既の実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>災害時福祉支援リーダー養成講座</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>大規模災害時に社会福祉施設及び避難所（主に福祉避難所）の支援にあたることが予想される社会福祉施設及び社会福祉協議会の専門職</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>平成30年2月27日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>講義・演習「災害時における福祉支援～福祉避難所運営について学ぶ～」</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1)研修・訓練の名称	災害時福祉支援リーダー養成講座	2)対象者	大規模災害時に社会福祉施設及び避難所（主に福祉避難所）の支援にあたることが予想される社会福祉施設及び社会福祉協議会の専門職	3)実施時期	平成30年2月27日	4)内容	講義・演習「災害時における福祉支援～福祉避難所運営について学ぶ～」
研修1													
1)研修・訓練の名称	災害時福祉支援リーダー養成講座												
2)対象者	大規模災害時に社会福祉施設及び避難所（主に福祉避難所）の支援にあたることが予想される社会福祉施設及び社会福祉協議会の専門職												
3)実施時期	平成30年2月27日												
4)内容	講義・演習「災害時における福祉支援～福祉避難所運営について学ぶ～」												
⑥ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成26年2月）											
⑦ 対応を想定している「災害」		2. 豪雨 ○	4. 洪水 ○										
⑧ 体制構築に関わっている団体		6. 地震 ○											
⑧ 体制構築に関わっている団体		※参照											
⑨ 体制の事務局		三重県社会福祉協議会											
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない											
⑪ 体制の担当部署		健康福祉部健康福祉総務課	※複数部署の場合の主担当 —										
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		ネットワーク協議会に、健康福祉部関係課（長寿介護課、障がい福祉課、地域福祉課）が参加するとともに、防災対策部防災企画・地域支援課とも連携											
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		子育て関係団体											
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定											
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		今後、ネットワーク協議会に市町も参加していただけるよう検討											
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		特に行っていない											

⑰ 体制構築に際しての課題	国が、災害福祉支援体制を構築することや災害救助法による求償の対象とすることを明確にすることが必要
⑱ 体制構築に際して望まれる支援	災害時福祉支援ネットワーク構築のための指針や専門家の派遣

※参照

区分	団体名等
学識経験者	三重大学工学部 川口 淳 准教授（会長）
種別協議会	三重県社会福祉法人経営者協議会（副会長） 三重県老人福祉施設協会 三重県身体障害者福祉施設協議会 三重県精神障がい者福祉事業所連絡会 三重県知的障害者福祉協会 三重県老人保健施設協会 三重県地域密着型サービス協議会
職能団体	三重県社会福祉士会 三重県精神保健福祉士協会 一般社団法人 三重県介護福祉士会 三重県理学療法士会 三重県介護支援専門員協会
行政	三重県防災対策部防災企画・地域支援課 三重県地域福祉課 三重県長寿介護課 三重県障がい福祉課 三重県健康福祉総務課
事務局	三重県社会福祉協議会

滋賀県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		未定	
② 体制構築の動機・課題意識		—	
③ 体制の内容		県域での専門職応援体制をイメージしている	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○ 3. 社会福祉施設等 ○	2. 福祉避難所等 ○ 4. 要配慮者の居宅 ○
	④-2 主な対象者	5. 未定・検討中 ○	
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
⑤-1 人員確保の方法		4. その他	未定
⑤-2 研修や訓練の実施状況		2. 今後実施予定	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成28年12月）	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 4. 洪水 ○ 9. 原子力災害 ○	2. 豪雨 ○ 6. 地震 ○
⑧ 体制構築に関わっている団体		滋賀県看護協会、市町保健師協議会、滋賀県社会福祉士会、滋賀県介護福祉士会、精神保健福祉士会、滋賀県民生委員児童委員協議会連合会、滋賀県老人福祉施設協議会、滋賀県障害者自立支援協議会、滋賀県手をつなぐ育成会、認知症の人と家族の会 滋賀県支部、滋賀県脊髄損傷者協会、滋賀県難病連絡協議会、滋賀県視覚障害者福祉協会、滋賀県聴覚障害者福祉協会、滋賀県社会福祉協議会 役割分担については未定	
⑨ 体制の事務局		県健康福祉政策課	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		防災部局および健康医療福祉部内関係課が検討に加わっている。	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		とくになし	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		今後検討	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		今後検討	
⑰ 体制構築に際しての課題		現場で検討を進めていても、DHEATや保健医療調整本部の設置など新たな考え方が厚生労働省からあとから示され、今までの議論と整合・整理をとる手戻りが生じる。	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		平常時からの連携がなければ災害時に仕組みが機能することは不可能と考えられる。重要なのは「災害時の」仕組みではなく、平常時に要配慮者が利用する制度の中にどれだけ災害時に対応する仕組みを組み込めるかではないか。	

兵庫県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク	
② 体制構築の動機・課題意識		地震等の大規模災害が発生した場合に、福祉施設が相互協力することにより、被災施設の利用者や被災地域の在宅要援護者の安全で安心な生活支援を図るため。	
③ 体制の内容		事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワーク	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	6. 未定・検討中 ○	
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
⑤-1 人員確保の方法		—	—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		—	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		3. 時期未定	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	
⑧ 体制構築に関わっている団体		社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 市町社協活動推進協議会 兵庫県社会福祉法人経営者協議会 一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会 一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会 一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会 兵庫県身体障害者支援施設協議会 一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会 兵庫県乳児院連盟	
⑨ 体制の事務局		兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課及び社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が共同で事務局を担う	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課	※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		災害時要援護者支援等の事業を実施している防災部局と連絡調整を行っている。	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		県内の職能団体（社会福祉士会等）	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		3. 未定	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		—	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		社会福祉協議会主催のセミナーを開催	
⑰ 体制構築に際しての課題		—	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		全国の事例の紹介	

和歌山県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害時における地域の安心の確保等に関する協定	
② 体制構築の動機・課題意識		要配慮者支援のため、受け入れ先及び人的資源を確保すること。	
③ 体制の内容		和歌山県老人福祉施設協議会、和歌山県知的障害者施設協会、和歌山県療護施設連絡協議会、和歌山県児童福祉施設連絡協議会と協定を締結し、下記事項に関する協力を要請。 ① 災害発生時における要援護者の受入 ② 地域の人的・物的状況の把握、施設等への職員派遣協力 ③ 協議会の会員施設と市町村との協定等の締結促進	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	2. 福祉避難所等 ○	3. 社会福祉施設等 ○
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 3. 乳幼児 ○	2. 障害者・児 ○
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
⑤-1 人員確保の方法		—	—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		—	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成22年10月）	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 4. 洪水 ○ 6. 地震 ○	2. 豪雨 ○ 5. 高潮 ○ 7. 津波 ○
⑧ 体制構築に関わっている団体		③に記載のとおり。	
⑨ 体制の事務局		子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課で担当団体との調整を実施。	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課、福祉保健総務課	※複数部署の場合の主担当 それぞれの課室で担当団体との調整を実施。
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		災害時には、災害対策本部総合統制室がおかれ、福祉保健部幹事班が総合統制室と部内各班との連絡調整を行う。	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		4. その他（資料編に協定内容を掲載。）	
⑮ 体制に関する各市町村との関係、情報交換の実施状況		市町村と管内施設（包括協定済み団体の会員施設）とで具体的な個別協定を締結。県は、個別協定のひな形を作成し、各市町村に説明の上提供。	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		—	
⑰ 体制構築に際しての課題		・災害時に派遣する人員の確保 ・県と団体との相互連携における災害時の役割分担の具体化 ・職能横断的なネットワーク、調整機能の構築	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		—	

香川県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定	
② 体制構築の動機・課題意識		—	
③ 体制の内容		一部の事業者団体と生活物資等の提供や応援職員の派遣等に関する協定を締結しているが、さらなる範囲の拡大を検討している。	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	2. 福祉避難所等 ○	3. 社会福祉施設等 ○
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		—	
⑤-1 人員確保の方法		—	—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		—	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		—	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	
⑧ 体制構築に関わっている団体		香川県老人福祉施設協議会	
⑨ 体制の事務局		—	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		—	
⑪ 体制の担当部署		健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課	※複数部署の場合の主担当 健康福祉総務課
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		—	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		1. 位置付けられている	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		—	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		—	
⑰ 体制構築に際しての課題		—	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		—	

高知県

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		未定	
② 体制構築の動機・課題意識		南海トラフ地震や風水害等の災害対策への課題がある本県では、平成27年12月に災害福祉広域支援ネットワーク検討会を設置し、ネットワーク構築に向けた検討を開始している。現在、災害時における福祉施設団体間での相互応援協定は締結しているが、一般避難所等への福祉的な支援体制はないため、福祉専門職の育成及び確保も含めた、広域的な支援・受援体制の構築が必要と考えている。	
③ 体制の内容		未定	
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	6. 未定・検討中 ○	
	④-2 主な対象者	5. 未定・検討中 ○	
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
⑤-1 人員確保の方法		—	—
⑤-2 研修や訓練の実施状況		2. 今後実施予定	
⑥ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		3. 時期未定	
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		4. 洪水 ○	5. 高潮 ○
		6. 地震 ○	7. 津波 ○
		9. 原子力災害 ○	
⑧ 体制構築に関わっている団体		高知県老人福祉施設協議会、高知県介護老人保健施設協議会、高知県宅老所・グループホーム連絡会、高知県身体障害者（児）施設協会、高知県知的障害者福祉協会、高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会、高知県児童養護施設協議会（相互応援協定締結団体の参加により、ネットワーク体制の整備について検討している。）	
⑨ 体制の事務局		未検討	
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない	
⑪ 体制の担当部署		高知県地域福祉部地域福祉政策課	※複数部署の場合の主担当 —
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		未定（庁内の他の福祉部署（高齢、障害、児童）には検討会に出席してもらっている。）	
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		各種職能団体	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		1. 位置付けられている	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		実施していない	
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		・避難行動要支援者の避難支援対策の取組に係るリーフレットの作成 ・地域住民と協力した福祉避難所運営訓練の実施 ※ネットワークの体制整備についての取組は実施していない	
⑰ 体制構築に際しての課題		・ネットワーク体制構築についての関係団体等との調整 ・運営体制の整備（県、各団体ともに） ・専門職の育成・確保	
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		・国の補助金（人的補助等）の継続 ・都道府県及び関係機関向け研修会等の実施（情報交換等） ・ガイドライン等の策定	

沖縄県

設問		回答		
① 自都道府県内で活動する体制の名称		(仮称) 沖縄県災害派遣福祉チーム (DWA Tおきなわ)		
② 体制構築の動機・課題意識		熊本地震発生時の介護職員等の派遣調整のなかで、迅速かつ円滑な体制の構築が必要と判断した。 島嶼県である本県では、他県からの応援に時間を要することから、自県で初動対応できる体制構築が急務である。		
③ 体制の内容		事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のための派遣チームを構築		
④ 支援の対象	④-1 主な対象先	1. 指定避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○	
	④-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○	3. 乳幼児 ○
⑤ 派遣人員の確保や育成状況		2. 開始予定		
⑤-1 人員確保の方法		4. その他	検討中	
⑤-2 研修や訓練の実施状況		2. 今後実施予定		
⑥ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		2. 開始予定 (2020年3月)		
⑦ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○	
		4. 洪水 ○	5. 高潮 ○	
		6. 地震 ○	7. 津波 ○	
		10. その他 ○	(福祉支援が必要な大規模事故)	
⑧ 体制構築に関わっている団体		社会福祉士会、介護福祉士会、保育士会、社会福祉法人などを想定		
⑨ 体制の事務局		沖縄県災害対策本部を想定 (事務局：沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課)		
⑩ 災害時の事務局のバックアップ機能		2. 確保していない		
⑪ 体制の担当部署		沖縄県	※複数部署の場合の主担当	子ども生活福祉部 福祉政策課
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		県災害対策本部による派遣決定等を行うため防災部局とは緊密な連携を図る。		
⑬ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		市町村の地域防災計画への反映は、意見等を踏まえながら推進していく。 災害派遣チームの平常時の活動として、各チーム員が所属する自治会等での防災リーダーとしての役割を果たす(講師、訓練の参加など)ことを想定している。		
⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		災害派遣チームの整備にあわせて周知を進める予定		
⑰ 体制構築に際しての課題		装備品や交通手段の確保(民間航空会社との災害協定を含む)、隊員研修のカリキュラム構築		
⑱ 体制構築に際して望まれる支援		DMATのように全国的な隊員研修制度や派遣調整の仕組み		

問 2-2. 問 1 で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

< 「3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県 >

茨城県

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	1. 開始時期は決定している(平成30年度)
② その時期とした理由	近県との間で県域を超えた連携について検討を行っており、本県としても早急に体制を構築する必要があるため。
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係(想定)	未定
⑤ 体制構築に際しての課題	災害時に福祉専門職を確保するにあたり、職員の派遣について福祉施設等の理解を得ること。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	研修内容等の情報提供

千葉県

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	平成30年度に厚生労働省から災害時の福祉支援体制のガイドラインを发出予定であることから、その内容を踏まえ検討するため。
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係(想定)	地域防災計画の中で位置づける必要がある。
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

富山県

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	2. おおよその開始時期は想定している(平成30年頃)
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	2. いる (富山県社会福祉協議会)
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係(想定)	未定
⑤ 体制構築に際しての課題	災害発生時の活動に掛かる費用負担(行政と団体で誰がどれだけ負担するかなど。)
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	災害発生時の活動に掛かる費用弁償(支弁)

石川県

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	2. いる (石川県社会福祉協議会)
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係(想定)	本県地域防災計画では、要配慮者の広域的な受け入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のため、関係団体との協力体制の構築を図ることとしている。
⑤ 体制構築に際しての課題	各都道府県の体制は、一定程度共通したものであることが望ましいと考えているが、国からの体制構築のための標準的なマニュアル等の提供がない。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	体制構築のための標準的なマニュアル等の提供

大分県

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	2. おおよその開始時期は想定している(平成30年頃)
② その時期とした理由	南海トラフ地震等大規模災害に対応するため早急に準備する必要がある
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係(想定)	未定
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

鹿児島県

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	1. 開始時期は決定している(平成30年度)
② その時期とした理由	熊本地震等を踏まえ、被災地に福祉や介護について専門的な知識を有する職員を派遣する体制の構築が必要と考えられたことから、平成30年度予算で、災害時の福祉支援体制の構築検討に要する経費を確保した。
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係(想定)	地域防災計画において、県は災害時に市町村が実施する要配慮者対策を支援することになっているほか、社会福祉施設からマンパワーの不足等により応援要請があった場合にはあっせんをすることになっている。災害時の福祉支援体制は、これらの手続きをより具体的に規定するものと考えている。
⑤ 体制構築に際しての課題	平常時から介護人材は不足しており、災害時に必要な人数を確保できるか課題である。 また、派遣費用の負担について、災害救助法に明確に位置付ける必要がある。 さらに、現在は都道府県ごとに福祉支援体制を構築しているが、広域的な支援も想定されることから、活動内容や養成・研修の統一化が必要であるほか、養成・研修等に要する財源措置の拡充も必要である。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	国において、避難所等において要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する「災害福祉派遣チーム」を制度化するとともに、当該チームを含む専門職員の派遣調整システムを構築すること。 また、災害時の福祉支援体制の整備や人材の養成・研修などの運営に支障を来すことがないように、十分な財源措置を講ずること。

<「4. 未定」と回答した都道府県>

奈良県

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	—
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係(想定)	—
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

問 2-3. 問 1 で「5.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

< 「5. 予定はない」と回答した都道府県 >

山梨県

設問	回答
① 災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。	庁内の推進体制が整っていないため。
② 体制の事務局に想定する者	2. いる (団体名：社会福祉法人山梨県社会福祉協議会)
③ 都道府県地域防災計画と体制の機能の確保について	要配慮者の避難対策のみ。
④ 体制構築に際しての課題	—
⑤ 体制構築に際して望まれる支援	—

【再掲】

「災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください」

(問 2-1⑰、問 2-2⑤)

<p>既に構築 (18 団体) 問 2-1⑰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム員の確保 (青森県) ・ DMAT、JM AT、DHE AT等保健医療活動チームとの連携 (青森県) ・ 災害派遣福祉チームなど災害時福祉支援体制の制度化、全国的な相互応援体制の早期確立、チーム活動に必要な財源の確保 (岩手県) ・ 関係施設の理解・協力によるチーム員の確保、事務局体制の整備など、チーム派遣体制の充実・強化 (岩手県) ・ 事業予算の確保 (山形県) ・ 必要な車両、物品等の購入・保管のあり方 (山形県) ・ チーム派遣のルール作り (山形県) ・ 他分野の福祉団体との連携体制の構築 (山形県) ・ 永続的に取組を維持するための財源確保。 (福島県) ・ 災害派遣医療チーム (DMAT) や災害派遣精神医療チーム (DPAT) のように、災害派遣福祉チームも全国で統一した制度が望まれる。 (福島県) ・ 災害救助法における「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護専門職」も明確に位置づけられる必要があること。 (福島県) ・ 他の災害支援組織との連携 (群馬県) ・ 市町村との連携・ぐんまDWATの周知 (群馬県) ・ 災害救助法が適用されない場合の費用負担方法 (埼玉県) ・ 効果的な研修・訓練プログラムの開発 (埼玉県) ・ リーダーやコーディネーターの養成 (埼玉県) ・ 避難所の開設主体である市町村との連携 (埼玉県) ・ 災害時にも機能する本部体制の構築 (神奈川県) ・ 医療との連携 (神奈川県) ・ 介護人材不足の中、チーム員の拡充・補充が難しく、一部の法人の善意に頼っている状況があるので、何らかのインセンティブが必要なのではと思っている。 (新潟県) ・ 国主導による全国で統一された体制が整備されていないこと (岐阜県) ・ 派遣に係る費用負担の問題や、福祉人材が不足している中で災害時に派遣可能な人材の確保に懸念がある。 (静岡県) ・ 近隣都道府県又は全国規模での相互支援体制の構築 (京都府) ・ 避難所のユニバーサルデザイン化の推進 (京都府) ・ 派遣は施設、団体に大きな負担を伴うものであるが、派遣について、災害救助法や国防基本計画に明確な位置づけがないこと、実際に派遣する際の費用負担などが、民間団体・施設の協力を求める際の課題である。 (大阪府) ・ コーディネート機能 ※現状では3会が事務局を構成し、その中でコーディネートを行うこととしているが、経験が皆無であり、また、災害の規模によっては機能しなくなることも考えられ、特に発災当初の被災自治体との連携に不安がある (鳥取県) ・ 本県においては、大規模災害時に、福祉避難所や被災福祉施設等において不足する福祉人材の確保を図るためのネットワークは構築済みであるが、災害派遣福祉チームを組成し、一般避難所へチームを派遣することができるような体制の構築には至っていない。今後は、一般避難所へのチーム派遣体制の構築に向けて、検討を進めていく。 (山口県) ・ 支援人材が避難所等において、どのような役割を担うのかについて具体化を図るとともに、支援人材や避難所を運営する市町や施設管理者、地元組織などと話し合いの場や訓練を通じて連携を深めていく必要がある。 (愛媛県) ・ 広域連携 (県外) においては、DMATのように国が派遣調整する機能が必要。
------------------------------------	--

	<p>災害救助法の救助に「福祉」が無いため、人材派遣に係る費用について救助法による確実な負担ができないこと。（福岡県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速なチーム編成と派遣ができる体制の整備（長崎県） ・実際に被災地で活動する職員のDCATの活動に必要な知識等の向上（長崎県） ・長崎DCATの活動に必要な物品等の整備（長崎県）
<p>現在構築中 （9団体） 問2-1⑰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体だけでなく、市町村も含めて、県全体のネットワークの構築のための議論を行っていく必要がある。（宮城県） ・福祉施設においては、人員不足が深刻な状況にあり、災害発生時にどれだけの施設からどれだけの人員派遣に協力いただけるかが課題。（栃木県） ・1つの法人が県指定の事業所と市町指定の事業所をしている場合があるため、関わり方が重複したり、もれたりしないように調整をしなければならない。（福井県） ・専門職派遣に要する経費負担（長野県） ・地域住民及び関係機関等の役割明確化（長野県） ・被災施設の職員と派遣された職員の役割分担（長野県） ・受け入れ施設の支援者受入態勢の構築(施設間の基本理念統一とマニュアルづくり)(長野県) ・平時における訓練方法（長野県） ・市町村との連携のあり方（長野県） ・国が、災害福祉支援体制を構築することや災害救助法による求償の対象とすることを明確にすることが必要（三重県） ・現場で検討を進めていても、DHEATや保健医療調整本部の設置など新たな考え方が厚生労働省からあとから示され、今までの議論と整合・整理をとる手戻りが生じる。（滋賀県） ・災害時に派遣する人員の確保（和歌山県） ・県と団体との相互連携における災害時の役割分担の具体化（和歌山県） ・職能横断的なネットワーク、調整機能の構築（和歌山県） ・ネットワーク体制構築についての関係団体等との調整（高知県） ・運営体制の整備（県、各団体ともに）（高知県） ・専門職の育成・確保（高知県） ・装備品や交通手段の確保（民間航空会社との災害協定を含む）、隊員研修のカリキュラム構築（沖縄県）

【再掲】

「災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください」

(問 2-1⑱、問 2-2⑥)

<p>既に構築 (18 団体) 問 2-1⑱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム員の研修参加費用の補助、研修時の代替職員の確保 (青森県) ・ 災害救助法による福祉の位置付けと、チームの制度化及び全国的な相互派遣調整システムの構築 (岩手県) ・ 支援体制構築や維持に係る経費に対する国庫補助の継続及び充実と、災害時におけるチーム派遣経費負担の明確化 (災害救助法の適用) (岩手県) ・ 国の主導による統一的な支援システムの構築 (山形県) ・ 被災地に官民併せて様々な支援団体が入ってくる中で、それらの支援内容を把握し、調整する体制への支援 (群馬県) ・ 携行備品 (衛星携帯電話、モバイルパソコン、プリンター等) に対する補助 (埼玉県) ・ 研修・訓練プログラムの提供 (埼玉県) ・ 全国共通の標準ガイドライン及びマニュアルの提示 (神奈川県) ・ 自己完結型支援に必要な資機材の支給又は購入に対する財政的支援 (神奈川県) ・ 人員派遣に協力する団体、法人等に対する何らかのメリットが必要ではないかと思われる。(新潟県) ・ 国主導による全国で統一された体制の整備 (岐阜県) ・ 一都道府県単位の支援には限界があり、福祉人材が逼迫する中で都道府県域を越えた支援が適当と考えられるが、全国で統一した体制整備を実施するため、全国統一の指針提示等の支援が適当と考える。(静岡県) ・ 全国規模の災害の際に、派遣調整ができる仕組み。また、平時は、定期的な研修会を開催できる仕組みが必要 (京都府) ・ 災害福祉広域支援ネットワークが行う支援を、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施するための法整備。(大阪府) ・ ネットワーク事務局 (本部) 機能についてのノウハウ (マニュアルや研修) や財政支援。(大阪府) ・ 災害時専門のコーディネーター支援 (鳥取県) ・ 今後の協議会の運営、研修の実施、物資の確保のため、現状の災害福祉支援ネットワークに係る補助金の継続と充実をお願いしたい。(愛媛県) ・ 広域連携 (県外) においては、DMAT のように国が派遣調整する機能を構築すること。(福岡県) ・ 災害救助法の救助に福祉を位置付け、指定避難所等への人材派遣に係る確実な費用負担が可能となること。(福岡県) ・ 災害救助法第4条の「救助の種類」に「福祉 (介護を含む。)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者の介護・支援を、災害救助の基本施策の一つに位置付けるとともに、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護関係者」を明記し、災害救助費による支弁を可能とすることが必要。(佐賀県) ・ 災害派遣福祉チーム (DCAT) の制度化、被災地での活動費用財源の明確化が必要。また、関係協力団体との迅速な調整を図るため、災害調整担当職員を県社会福祉協議会に配置することができるよう人件費についての国庫補助の創設。(長崎県) ・ 災害救助法に福祉を明確に規定 (熊本県)
<p>現在構築中 (9 団体) 問 2-1⑱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では災害派遣福祉チーム等の活動のための法的な根拠が明確にされていないので、災害救助法に関する規程に災害派遣福祉チームを設けるなどすることにより、市町村等の体制整備も進むと考えられる。(宮城県) ・ D P A T 研修のような全国統一の研修体系 (秋田県) ・ 人員派遣を行った福祉施設に対する補償制度 (栃木県)

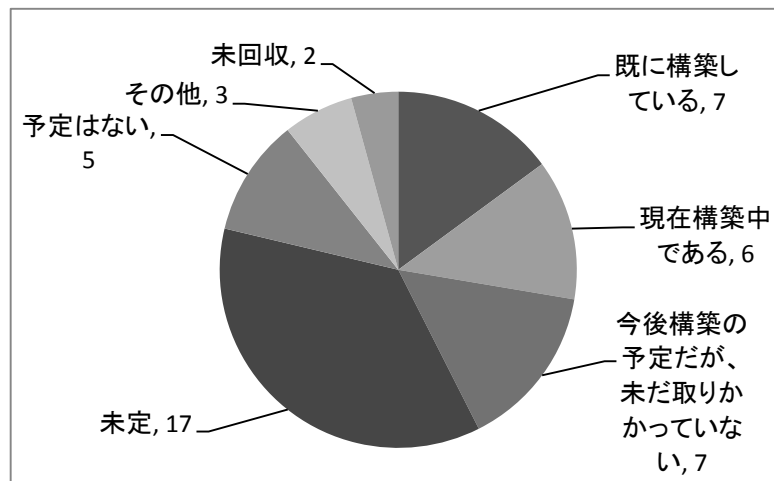
- ・ 専門職派遣に要する経費助成（長野県）
- ・ 災害時要配慮者支援に関する啓発等の機運醸成機会（長野県）
- ・ 災害救助法第4条を改正し、災害救助費の使途に「福祉」を追加すること（長野県）
- ・ 災害時福祉支援ネットワーク構築のための指針や専門家の派遣（三重県）
- ・ 平常時からの連携がなければ災害時に仕組みが機能することは不可能と考えられる。重要なのは「災害時の」仕組みではなく、平常時に要配慮者が利用する制度の中にどれだけ災害時に対応する仕組みを組み込めるかではないか。（滋賀県）
- ・ 全国の事例の紹介（兵庫県）
- ・ 国の補助金（人的補助等）の継続（高知県）
- ・ 都道府県及び関係機関向け研修会等の実施（情報交換等）（高知県）
- ・ ガイドライン等の策定（高知県）
- ・ DMATのように全国的な隊員研修制度や派遣調整の仕組み（沖縄県）

(2) 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況について

問3. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、大規模災害下でも要配慮者支援を実施できるように、貴都道府県と他都道府県のような広域間での体制を構築されていますか。(1つ選択)

	件数	割合
1 既に構築している	7	14.9%
2 現在構築中である	6	12.8%
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	7	14.9%
4 未定	17	36.2%
5 予定はない	5	10.6%
6 その他	3	6.4%
5 未回収	2	4.3%
計	47	100.0%

図表- 3 【問3】 他都道府県との支援体制の構築状況



(単位: 件)

問 4-1. 問 3 で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。既に貴都道府県と他都道府県間で災害時に人員派遣ができる支援体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は、予定の内容について記載し、今後検討する内容等については、「未定」としてください。

< 「1.既に構築している」と回答した都道府県 >

北海道

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	道が中心となり、北海道社会福祉協議会や各関係団体に働きかけ、検討を進めたもの		
	予定	問 2-1 の体制にて所要の対応		
③ 実施の動機、課題意識		問 2-1 ②のとおり		
④ 体制の担当部署		北海道保健福祉部総務課	※複数部署の場合の担当	—
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		要配慮者支援に限らず、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等に基づき、広域応援体制を構築。		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		問 5 のとおり		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		問 5 のとおり		

東京都

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	他道府県からの広域的な支援を調整する機能として、「東京都災害福祉広域調整センター」を設置することとした。		
	予定	訓練等を通じて体制の充実を図る。		
③ 実施の動機、課題意識		東日本大震災の際、福祉職員の派遣など、広域からの人的支援が実施されたが、被災地での受入が効果的に進まなかったことから、都道府県単位で他自治体からの福祉職員派遣者を総合調整する機関の必要性が明らかとなりました。 これを踏まえ、東京都災害福祉広域支援ネットワークを構築するとともに、東京都社会福祉協議会及び各職能団体と災害時の応援協定を締結し、福祉専門職の応援派遣体制を構築しました。 今後は、訓練等を通じて、体制の充実を図る必要があると考えています。		
④ 体制の担当部署		福祉保健局総務部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部	※複数部署の場合の担当	福祉保健局総務部
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		ありません		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		表題にあるような他道府県との支援の標準化を図るにあたっては、一定の指針等が必要であろうと考えます。		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—		

滋賀県

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		3. 未定		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	—		
	予定	—		
③ 実施の動機、課題意識		—		
④ 体制の担当部署		防災危機管理局	※複数部署の場合の主担当	—
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		関西広域連合		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		—		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—		

京都府

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	問 I と同様		
	予定	今後も支援体制を充実していく予定		
③ 実施の動機、課題意識				
④ 体制の担当部署		介護・地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		—		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		<ul style="list-style-type: none"> ・派遣に係る経費 ・受入側の受援体制 		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		<ul style="list-style-type: none"> ・全国規模の災害の場合、派遣調整をコーディネートできる機能が必要 		

鳥取県

設問		回答	
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい	
② 体制構築の検討過程と予定	過程	中国 5 県で公衆衛生マニュアルに基づき、すでに保健師等による相互支援体制が構築されており、その中に福祉チームも組み込むこととした	
	予定	—	
③ 実施の動機、課題意識		特になし	
④ 体制の担当部署		福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課	※複数部署の場合の主担当 —
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		広島県、岡山県、山口県、島根県	
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		基本的には県内の災害を想定しながら福祉チームを構築していること、各職能団体や施設団体が全国レベルでそれぞれ「DCAT」「DWAT」を名乗りながら支援体制を構築しており、行政が所管する福祉支援体制との整理がなされていないこと 等	
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		不明	

広島県

設問		回答	
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		2. いいえ	
② 体制構築の検討過程と予定	過程	平成25年から中国地方知事会において、災害時公衆衛生チームの創設及び派遣調整について検討。 平成28年3月に中国5県における相互派遣について合意。 ただし、この支援体制は、公衆衛生チームを主とした体制に福祉支援体制が加わったもの。	
	予定	定期的な研修の実施により連携体制の強化を図る。	
③ 実施の動機、課題意識		—	
④ 体制の担当部署		健康福祉局健康福祉総務課	※複数部署の場合の主担当 —
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		中国地方5県	
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		—	
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—	

佐賀県

設問		回答	
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい	
② 体制構築の検討過程と予定	過程	一般的な災害時応援協定の中で、必要な支援を行う	
	予定	未定	
③ 実施の動機、課題意識		大規模災害においては被災地域が広域になる可能性があるため。	
④ 体制の担当部署		消防防災課	※複数部署の場合の主担当 —
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		九州・山口9県災害時応援協定 関西広域連合と九州地方知事会との災害時相互応援協定	
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		平常時より介護人材が不足しており、災害時に必要人数を迅速に確保できるかが課題。	
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		災害救助法第4条の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者の介護・支援を、災害救助の基本施策の一つに位置付けるとともに、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護関係者」を明記し、災害救助費による支弁を可能とすることが必要。	

< 「2. 現在構築中である」と回答した都道府県 >

岩手県

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	<ul style="list-style-type: none"> ・東北各県との事務レベル及び主管部長会議等での情報共有 ・東北福祉大学を通じた災害派遣福祉チーム員研修プログラムやチーム派遣マニュアルの各県共通化の研究、他県のチーム員養成研修への協力 		
	予定	<ul style="list-style-type: none"> ・東北各県との事務レベルでの情報共有、各県チームとの相互派遣体制構築に向けた協議・調整 		
③ 実施の動機、課題意識		<p>東日本大震災津波や熊本地震等の経験から、大規模災害の場合、避難所等での福祉的支援を行う福祉専門職が絶対的に不足し、被災自治体（県）内では対応困難であることから、各県チームの活動内容を共通化し、広域での相互応援（受援）ができる体制を構築することが必要と考えている。</p>		
④ 体制の担当部署		保健福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑤ 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無		<p>具体的な検討や協定締結には至っていないが、東北各県とは情報交換を行っているほか、東北福祉大学を通じて、チーム員研修プログラムやチーム派遣マニュアルの共通化を進めている。（青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）</p>		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チームは制度化されておらず、全国的な派遣調整システムも整備されていないことから、被災自治体との派遣調整が困難 ・災害救助費の対象の可否など、派遣費用の取扱いが不明確 		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		<ul style="list-style-type: none"> ・国における災害派遣福祉チームの制度化と全国的な相互派遣調整システムの構築 ・災害救助法における救助の種類に「福祉」を追加し、災害救助費の対象であることを明確化するなど派遣費用の確保 		

群馬県

設問		回答	
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい	
② 体制構築の検討過程と予定	過程	H28. 11. 9 第1回北関東磐越五県で検討会を開催。 H29. 9. 13 上記五県に埼玉県を加え第2回検討会を開催。 各県で開催する災害派遣福祉チーム養成研修等への相互参加。 その他随時情報交換等を実施。	
	予定	今後年 1 回程度検討会を開催すること、研修会等への相互参加、随時の情報交換等を実施。	
③ 実施の動機、課題意識		平成27年の関東・東北豪雨による鬼怒川水害では、県境の河川が氾濫し、本県も支援に入ったことを受け、災害時の近県との連携を強化したいとの考えから、翌平成28度の北関東磐越五県知事会において、災害福祉広域支援ネットワークの構築に関し、国に広域調整及び制度的な位置付け・共通化を要望。併せて広域連携の課題等について事務レベルで検討を進めることとなった。	
④ 体制の担当部署		健康福祉課	※複数部署の場合の主担当 —
⑤ 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無		福島県、茨城県、栃木県、新潟県、埼玉県	
⑦ 広域の体制構築に際しての課題		災害時の福祉的支援について、各都道府県に体制整備が委ねられているため、それぞれの支援体制や進捗状況等が異なっている。福祉的支援についての認知が進んでおらず、被災地側の受援体制が整っていない。	
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		災害時の福祉的支援について、災害救助法への明記。 制度や役割分担の共通化。	

埼玉県

設問		回答	
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい	
② 体制構築の検討過程と予定	過程	北関東磐越五県及び埼玉県の六県の検討会で検討。	
	予定	六県の検討会でさらなる検討。	
③ 実施の動機、課題意識		災害派遣福祉チームなど、災害時福祉支援体制の整備内容が都道府県ごとに不統一であり、近隣県で情報交換・共同研究を行う必要が生じたため。	
④ 体制の担当部署		福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当 —
⑤ 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無		福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣福祉チームの派遣・受入れ調整手続の確立 ・ 県外からの避難者を多数受け入れた場合の対応 	
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国（厚生労働省）による制度的な位置付けの明確化 ・ DMATのような国による一元的な派遣調整 ・ コーディネーター養成プログラムの開発・提供 	

新潟県

設問		回答	
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい	
② 体制構築の検討過程と予定	過程	原則として県内での派遣を想定して協定締結やチーム員登録などを行ってきた。(県外派遣については、協定上その余地は残してある。)	
	予定	隣接、近接県との連携の進捗状況を踏まえながら、さらに検討や体制整備を進めていく。	
③ 実施の動機、課題意識		新潟県は災害が多発しており、その必要性は高いと認識している。	
④ 体制の担当部署		福祉保健部福祉保健課	※複数部署の場合の 主担当 —
⑤ 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無		次の組み合わせで、各県と連携を図っている。 ①北関東磐越五県知事会 (福島、茨城、栃木、群馬、新潟) ②新三県知事会 (埼玉、群馬、新潟) ※H29より、①+②の枠組み(6県)での事務レベルの検討会を開始 ※なお、H30年度より、東北六県の連携会議にも参画する予定	
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		国による制度整備(財源措置、制度・手続きの明確化、マニュアルの統一化など)、チーム員の確保(代替職員の確保)	
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		介護人材不足の中、チーム員確保が難しくなっており、代替職員の確保など、チーム員派遣元への何らかの制度的・財政的措置が図られる必要があると思われる。	

島根県

設問		回答	
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい	
② 体制構築の検討過程と予定	過程	県外派遣を可能にするため、平成29年度にネットワーク設置要綱や運営要領の改正案を作成	
	予定	各構成団体の了承を得た後、平成30年度のネットワーク会議で改正を決定	
③ 実施の動機、課題意識		全国的な流れに対応	
④ 体制の担当部署		健康福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の 主担当 —
⑤ 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無		—	
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		費用負担、各構成団体内での派遣要請もあった場合の優先順位付け	
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—	

熊本県

設問		回答	
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		—	
② 体制構築の検討過程と予定	過程	検討の必要性は認識しているものの、具体的な検討にはいたっていない	
	予定	県内での支援体制を構築したうえで、広域での活動を検討	
③ 実施の動機、課題意識		熊本地震の際に、広域での支援の必要性を認識	
④ 体制の担当部署		—	※複数部署の場合の 健康福祉政策課
⑤ 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無		無	
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		県外での活動にあたっては、災害救助法の適用や被災県からの要請など要件が多い	
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		広域での支援の必要性がある場合は、被災県による受入調整を行うことは困難なため、国による派遣調整が望ましい	

問 4-2. 問 3 で「3.今後実施の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

< 「3. 今後実施の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県 >

宮城県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	第一に県内における広域福祉支援ネットワークの構築を行うべきもの と考えている。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	派遣された福祉チーム等の支援活動を円滑に行うために、都道府県ごと にルールが異なるものとならないようにする必要がある。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	共通したルールによる他都道府県から派遣された福祉チーム等の活動 の円滑化などから、災害時の福祉支援体制の構築は、国の支援により都 道府県ごとに進めるものではなく、国が中心となって国全体としてネッ トワーク整備を進めることが適当と考えます。

福島県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

茨城県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	特になし
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	活動内容や派遣職員の職種等に違い
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	全国共通の活動スキームや研修体系等の構築

三重県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	熊本地震では、熊本県社会福祉協議会が中心となって職員の派遣調整を行ったが、全国的な広域調整体制の構築が必要
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	財政的支援、全国又はブロック別の情報交換会・連携会議の開催

香川県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	香川県社会福祉協議会において、福祉関係団体などで構成される連絡協議会が設置されたが、具体的な検討内容、検討開始時期については、現時点で未定となっている。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

高知県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

鹿児島県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	まず、県内の災害福祉支援体制の構築について検討し、一定の整理ができた段階で検討することになると考えている。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	問2-2-⑤の回答に同じ。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	問2-2-⑥の回答に同じ。

<「4. 未定」と回答した都道府県>

青森県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	共通の方法による対応
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	災害救助法の適用

秋田県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	既に東北福祉大学を中心とした協議体はできているので、いずれかの県 がイニシアティブを取れば実現するものとする
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

山形県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	県内での支援体制を構築して間もなく、チーム員の研修等によるスキル アップが必要なため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	各県の支援体制にバラつきがあること
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	国の主導による統一的な支援システムの構築

栃木県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	必要性も含め検討が必要と考える
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	2. いいえ
④ 広域の体制構築に際しての 課題	調整の具体的手法
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	DMATのように広域調整を行う第三者機関の明確化

千葉県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	平成30年度に厚生労働省から災害時の福祉支援体制のガイドラインを 発出予定であることから、その内容を踏まえ検討するため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

富山県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

長野県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	まず県内の災害時の福祉支援体制を構築が必要なため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	現在県内支援の仕組みの検討を重ねており、当面は県内での災害対応を 目的とした体制構築にならざるを得ない。 福祉専門職能団体会員の県外派遣にむけ、所属組織の理解、派遣の仕組 みづくりに向けた理解を得ていくこと。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	人員派遣に要する経費助成

静岡県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	派遣にかかる費用負担など
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	全国統一の指針の提示

愛知県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	2. いいえ
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

大阪府

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	まずは本府の体制を整える必要があるため
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

兵庫県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

奈良県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	—
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

和歌山県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	広域での支援体制の必要性は認識しているが、厚労省が派遣調整をする福祉専門職の専門職派遣以外のチーム派遣についての必要性が浸透していないため。
③ 広域の場合も自都道府県で活動する体制による実施を想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣チームの活動内容や法上の位置づけの明確化 ・ チーム派遣の必要性の周知 ・ 災害時に派遣する人員の確保 ・ 県と団体との相互連携における災害時の役割分担の具体化 ・ 職能横断的なネットワーク、調整機能の構築
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

山口県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	検討がこれからとなるため
③ 広域の場合も自都道府県で活動する体制による実施を想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

愛媛県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で活動する体制による実施を想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	各県のチームの派遣を発災時にどのようにコーディネートするか。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	国がリーダーシップを取り、県域を超えた派遣体制の構築を進めていただきたい。

福岡県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	—
④ 広域の体制構築に際しての 課題	広域連携（県外）においては、DMA Tのように国が派遣調整する機能 が必要。 災害救助法の救助に「福祉」が無いため、人材派遣に係る費用について 救助法による確実な負担ができないこと。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	広域連携（県外）においては、DMA Tのように国が派遣調整する機能 を構築すること。 災害救助法の救助に福祉を位置付け、指定避難所等への人材派遣に係る 確実な費用負担が可能となること。

沖縄県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	—
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

問 4-3. 問 3 で「5.予定はない」、「6.その他」と回答した都道府県にうかがいます。

< 「5. 予定はない」と回答した都道府県 >

石川県

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	大規模災害時には、他の都道府県から人員派遣等の支援を受け入れる（又は派遣する）体制構築が必要と考えているが、各都道府県による個別の協定締結等は現実的でなく、全国的な組織が連絡調整を行うべきと考えている。
② 広域の体制構築に際しての課題	—
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

福井県

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	—
② 広域の体制構築に際しての課題	—
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	まずは都道府県内の支援体制を構築することが必要であるため。

山梨県

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	未だ、県内の支援体制についても検討に至っていないため。
② 広域の体制構築に際しての課題	—
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

岐阜県

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	都道府県ごとに体制の内容や構築状況が異なるため
② 広域の体制構築に際しての課題	都道府県ごとに体制の内容や構築状況が異なること
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	国主導による全国で統一された体制の整備

長崎県

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	九州・山口9県災害時応援協定の枠組みで対応
② 広域の体制構築に際しての課題	災害時の福祉支援体制については、各県で状況が違う。
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	DCATを制度化するなど、ある程度の平準化が必要

<「6.その他」と回答した都道府県>

神奈川県

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	熊本地震においては、厚生労働省において、他県からの応援派遣可能な介護職員等の情報を集約し、被災県において受け入れニーズを把握した上で、マッチングを行っており、本県が被災した場合も同様の対応が想定されるため。
② 広域の体制構築に際しての課題	被災県が主体となって、広域的な支援体制を構築することは困難と考える。
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	介護職員等の広域的な派遣体制については、国主導で体制を構築することが望ましいと考える。

岡山県

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	岡山県社会福祉協議会が事務局となり、様々な団体を構成メンバーとして災害福祉広域支援ネットワークを構築しており、その中に県も参画している。
② 広域の体制構築に際しての課題	—
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

大分県

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	福祉支援に特化した形ではないが、九州・山口9県災害時応援協定等の協定に基づき都道府県間の広域支援が可能と考えている。
② 広域の体制構築に際しての課題	—
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

【再掲】

「広域での災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください」

(問 4-1⑥、問 4-2④、問 4-3②)

<p>既に構築 (5 団体) 問 4-1⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表題にあるような他道府県との支援の標準化を図るにあたっては、一定の指針等が必要であろうと考えます。(東京都) ・派遣に係る経費、受入側の受援体制(京都府) ・基本的には県内の災害を想定しながら福祉チームを構築していること、各職能団体や施設団体が全国レベルでそれぞれ「DCAT」「DWAT」を名乗りながら支援体制を構築しており、行政が所管する福祉支援体制との整理がなされていないこと等(鳥取県) ・平常時より介護人材が不足しており、災害時に必要人数を迅速に確保できるかが課題。(佐賀県)
<p>現在構築中 (6 団体) 問 4-1⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チームは制度化されておらず、全国的な派遣調整システムも整備されていないことから、被災自治体との派遣調整が困難(岩手県) ・災害救助費の対象の可否など、派遣費用の取扱いが不明確(岩手県) ・災害時の福祉的支援について、各都道府県に体制整備が委ねられているため、それぞれの支援体制や進捗状況等が異なっている。(群馬県) ・福祉的支援についての認知が進んでおらず被災地側の受援体制が整っていない(群馬県) ・災害派遣福祉チームの派遣・受入れ調整手続の確立(埼玉県) ・県外からの避難者を多数受け入れた場合の対応(埼玉県) ・国による制度整備(財源措置、制度・手続きの明確化、マニュアルの統一化など)、チーム員の確保(代替職員の確保)(新潟県) ・費用負担、各構成団体内での派遣要請もあった場合の優先順位付け(島根県) ・県外での活動にあたっては、災害救助法の適用や被災県からの要請など要件が多い(熊本県)
<p>今後構築予定 (4 団体) 問 4-2④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣された福祉チーム等の支援活動を円滑に行うために、都道府県ごとにルールが異なるものとならないようにする必要がある。(宮城県) ・活動内容や派遣職員の職種等に違い(茨城県) ・熊本地震では、熊本県社会福祉協議会が中心となって職員の派遣調整を行ったが、全国的な広域調整体制の構築が必要(三重県) ・問 2-2-⑤の回答と同じ。(鹿児島県)
<p>未定 (7 団体) 問 4-2④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の方法による対応(青森県) ・各県の支援体制にバラつきがあること(山形県) ・調整の具体的手法(栃木県) ・現在県内支援の仕組みの検討を重ねており、当面は県内での災害対応を目的とした体制構築にならざるを得ない。(長野県) ・福祉専門職能団体会員の県外派遣にむけ、所属組織の理解、派遣の仕組みづくりに向けた理解を得ていくこと。(長野県) ・派遣にかかる費用負担など(静岡県) ・災害派遣チームの活動内容や法上の位置づけの明確化(和歌山県) ・チーム派遣の必要性の周知(和歌山県) ・災害時に派遣する人員の確保(和歌山県) ・県と団体との相互連携における災害時の役割分担の具体化(和歌山県) ・職能横断的なネットワーク、調整機能の構築(和歌山県) ・各県のチームの派遣を発災時にどのようにコーディネートするか。(愛媛県) ・広域連携(県外)においては、DMA Tのように国が派遣調整する機能が必要。災害救助法の救助に「福祉」が無いため、人材派遣に係る費用について救助法による確実な負担ができないこと。(福岡県)
<p>予定なし (2 団体) 問 4-3②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県ごとに体制の内容や構築状況が異なること(岐阜県) ・災害時の福祉支援体制については、各県で状況が違う。(長崎県)
<p>その他 (1 団体) 問 4-3②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県が主体となって、広域的な支援体制を構築することは困難と考える。(神奈川県)

【再掲】

「広域での災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください」

(問 4-1⑦、問 4-2⑤、問 4-3③)

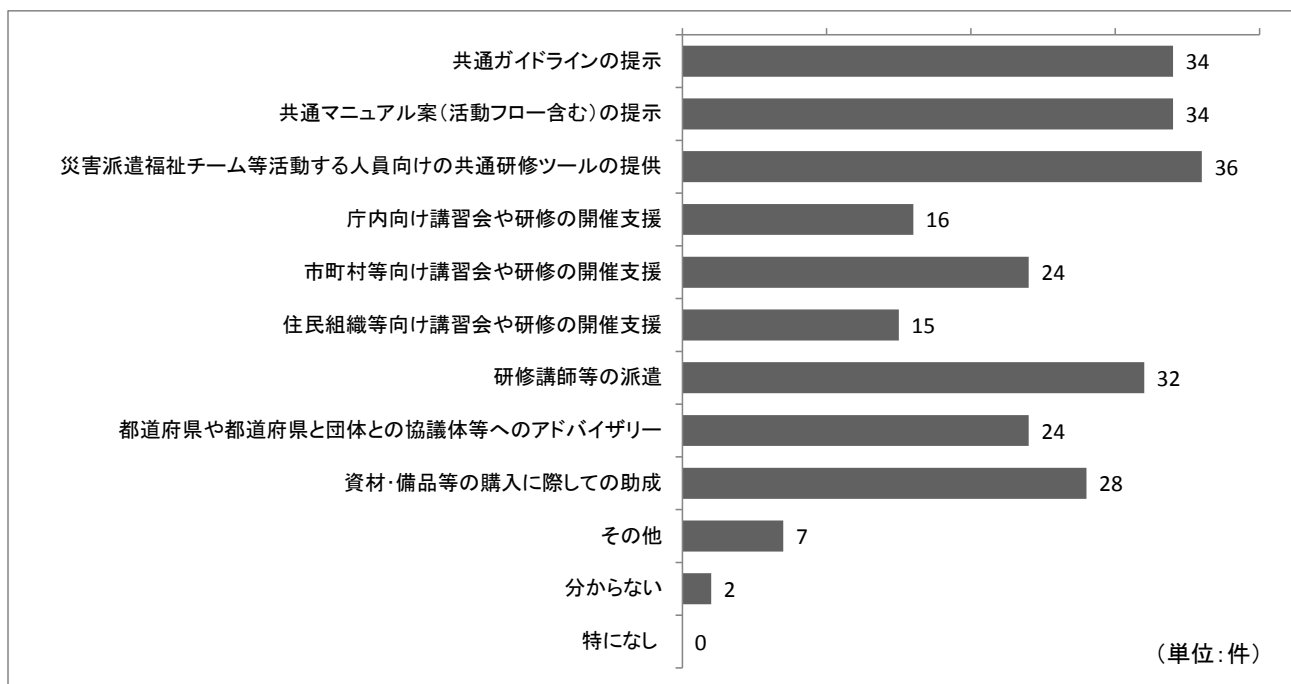
<p>既に構築 (3 団体) 問 4-1⑦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国規模の災害の場合、派遣調整をコーディネートできる機能が必要 (京都府) ・ 災害救助法第4条の「救助の種類」に「福祉 (介護を含む。)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者の介護・支援を、災害救助の基本施策の一つに位置付けるとともに、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護関係者」を明記し、災害救助費による支弁を可能とすることが必要。(佐賀県)
<p>現在構築中 (5 団体) 問 4-1⑦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国における災害派遣福祉チームの制度化と全国的な相互派遣調整システムの構築 (岩手県) ・ 災害救助法における救助の種類に「福祉」を追加し、災害救助費の対象であることを明確化するなど派遣費用の確保 (岩手県) ・ 災害時の福祉的支援について、災害救助法への明記。(群馬県) ・ 制度や役割分担の共通化。(群馬県) ・ 国 (厚生労働省) による制度的な位置付けの明確化 (埼玉県) ・ DMAT のような国による一元的な派遣調整 (埼玉県) ・ コーディネーター養成プログラムの開発・提供 (埼玉県) ・ 介護人材不足の中チーム員確保が難しくなっており、代替職員の確保など、チーム員派遣元への何らかの制度的・財政的措置が図られる必要があると思われる。(新潟県) ・ 広域での支援の必要性がある場合は、被災県による受入調整を行うことは困難なため、国による派遣調整が望ましい (熊本県)
<p>今後構築予定 (4 団体) 問 4-2⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通したルールによる他都道府県から派遣された福祉チーム等の活動の円滑化などから、災害時の福祉支援体制の構築は、国の支援により都道府県ごとに進めるものではなく、国が中心となって国全体としてネットワーク整備を進めることが適当と考えます。(宮城県) ・ 全国共通の活動スキームや研修体系等の構築 (茨城県) ・ 財政的支援、全国又はブロック別の情報交換会・連携会議の開催 (三重県) ・ 問 2-2-⑥ の回答に同じ。(鹿児島県)
<p>未定 (7 団体) 問 4-2⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法の適用 (青森県) ・ 国の主導による統一的な支援システムの構築 (山形県) ・ DMAT のように広域調整を行う第三者機関の明確化 (栃木県) ・ 人員派遣に要する経費助成 (長野県) ・ 全国統一の指針の提示 (静岡県) ・ 国がリーダーシップを取り、県域を超えた派遣体制の構築を進めていただきたい。(愛媛県) ・ 広域連携 (県外) においては、DMAT のように国が派遣調整する機能を構築すること。(福岡県) ・ 災害救助法の救助に福祉を位置付け、指定避難所等への人材派遣に係る確実な費用負担が可能となること。(福岡県)
<p>予定なし (3 団体) 問 4-3③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは都道府県内の支援体制を構築することが必要であるため。(福井県) ・ 国主導による全国で統一された体制の整備 (岐阜県) ・ DCAT を制度化するなど、ある程度の平準化が必要 (長崎県)
<p>その他 (1 団体) 問 4-3③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員等の広域的な派遣体制については、国主導で体制を構築することが望ましいと考える。(神奈川県)

(3) 災害時の福祉支援体制の構築に必要な支援や意見等について

問5. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築に際し、どのような支援が必要とお考えになりますか。(あてはまるもの全て選択)

	件数	割合
1 共通ガイドラインの提示	34	75.6%
2 共通マニュアル案(活動フロー含む)の提示	34	75.6%
3 災害派遣福祉チーム等活動する人員向けの共通研修ツールの提供	36	80.0%
4 庁内向け講習会や研修の開催支援	16	35.6%
5 市町村等向け講習会や研修の開催支援	24	53.3%
6 住民組織等向け講習会や研修の開催支援	15	33.3%
7 研修講師等の派遣	32	71.1%
8 都道府県や都道府県と団体との協議体等へのアドバイザー	24	53.3%
9 資材・備品等の購入に際しての助成	28	62.2%
10 その他	7	15.6%
11 分からない	2	4.4%
12 特になし	0	0.0%

図表- 4 【問5】災害時の福祉支援体制の構築に際し必要な支援



問 6. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築について、ご意見等があればお書きください。

- ・国や関係業界等の認識・意見等も参考となるものとする（北海道）
- ・国において対応方法を統一していただきたい。（青森県）
- ・全国各地で大規模な災害が発生していることから、国において、早急に災害時の福祉支援体制や災害派遣福祉チームの制度化、全国的な相互派遣調整システムの構築などの取組を進め、災害時に要配慮者を迅速かつ適切に支援する体制を整備してほしい。（岩手県）
- ・共通したルールによる他都道府県から派遣された福祉チーム等の活動の円滑化、福祉チーム等の活動のための法的根拠の整備の必要性などから、災害時の福祉支援体制の構築は都道府県ごとに進めるものではなく、国が中心となって国全体のネットワーク整備を進めることが適当と考えます。（宮城県）
- ・国が統一的な組織体制の構築をしてほしい（山形県）
- ・災害時の福祉支援体制は、チーム員を養成するだけでなく、養成したチーム員が、平時から、地域の中で、地域の防災力の向上につながる取組をいかに広げて行くかが重要。（群馬県）
- ・災害福祉広域支援について、国において災害救助法などに適切に位置付け、事前に制度的（財源・服務・保障等）が図られ、有事の際に的確に支援ができるよう環境整備を行われるようお願いしたい。（新潟県）
- ・全国職能団体や社会福祉協議会等の既存ネットワークとの違いが分かりにくく、発災時の活動のイメージがわからない。（発災県においても構築済みのネットワーク機能が十分に発揮されていない。）（富山県）
- ・同じようなネットワーク構築が乱立しているように思われる。（富山県）
- ・先行のDMATと同様に、全国展開を念頭に国における具体的な指針の提示や財源確保（災害救助法）の検討等をお願いしたい。（静岡県）
- ・国が全国的な災害福祉支援体制を構築することや、内閣府と協議して災害救助法による求償の対象とすることが必要（三重県）
- ・福祉支援対策に限らず防災全般に関する問題ですが、「避難＝避難所に行くこと」という考え方を取り払うべき。（滋賀県）
- ・被災時の環境・被災者の状況によっては、避難所に行かない選択肢もありうるし、避難所は避難所に来た人だけではなく、被災地全体を支援する拠点になる。（滋賀県）
- ・「どの災害が起こったら、どの避難所に逃げるか」よりも、「どういう災害が自分の周辺で起きるか」を理解することの方が防災教育上はずっと重要である。（滋賀県）
- ・災害救助法における派遣制度の位置付けの明確化（岡山県）
- ・DMATやDPAT等の取組に比べ、災害時の福祉支援体制の構築についてはまだ取組が浸透しておらず、主に各都道府県がそれぞれ独自に取り組んでいると思われる。平成30年度には国からガイドラインが示される予定とのことであるが、体制構築に向けて継続した支援をお願いしたい。（高知県）
- ・継続した体制整備や災害時の福祉施設等との調整を迅速に行うためには、行政が事務局を担うより、県社会福祉協議会に専門職員を配置する方が望ましい。そのための制度化と人件費の財源確保が必要（長崎県）

(参考)調査票

H29 年度 災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い

現在、株式会社富士通総研では、厚生労働省「平成 29 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）」により「災害時の福祉的支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」を実施しており、その一環として表記のアンケート調査を実施させていただきます。

本調査研究は、東日本大震災の実態調査として弊社が実施した、平成 23 年度「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業」（老人保健健康増進等事業）を契機とし、災害時の福祉支援体制の構築とその実施に係る人材育成について調査研究するものです。

弊社では、前年度末にも同様の調査を厚生労働省社会・援護局福祉基盤課の御協力を頂いて実施しております。東日本大震災より丸 7 年を迎えたものの、被災地では今も二次被害が発生しています。一方、平成 28 年 4 月発生の熊本地震では初めて災害派遣福祉チームが広域派遣され、夏に発生した台風 10 号の被害では岩手県で災害派遣福祉チームの県内派遣が行われる等、高齢社会での安心・安全を目指して災害時の福祉支援への意識は高まっています。また、平成 30 年 1 月 23 日には厚生労働省より発出された「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について¹」では、災害時の福祉支援体制づくりへの取組も社会福祉法人の公益的な取組として明確に位置づけられ、平成 30 年度には厚生労働省から災害時の福祉支援体制のガイドラインも発出予定である等、活動環境も整いつつあります。一方、進捗に従って支援活動の共通化等の課題も確認されており、実態の把握が必要となっております。年度末に大変短い期間で恐縮ですが、是非ともご協力を賜りたく宜しくお願いたします。

下の【アンケート入力時のお願い】をお読みの上で回答頂き、メールに添付のうえ、返送用アドレス (fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com) に平成 30 年 3 月 28 日(水)までに返信を宜しくお願いたします。

【アンケート入力時のお願い】

- ①記入は、貴都道府県の災害福祉支援ネットワーク等の災害時の福祉の支援体制の構築等のご担当、もしくは検討の実施や担当等が想定される部署の方がご記入ください。
- ②記入に際しては、別紙「参考資料：災害福祉について」をご一読ください。
- ③回答は、アンケートの回答セルに直接入力する、もしくはチェックボックスをクリックしてチェック (☑) をつけてください。
- ④回答セル部分で文章が記入できる場所は、アミガケの箇所となります。それ以外の場所には文字入力できないよう設定されておりますが、書式変更も行わないようお願いいたします。
- ⑤もし内容が書ききれない、参考資料がある、ご提供いただける資料がある等の場合は、お手数ですが、別ファイル等にてメールに添付し、返送くださるようお願いいたします。また、参考となる資料が公表されている場合には、URL を教えて頂けると助かります。
- ⑥調査票を保存する際は、必ずワードの保存形式でお願いします。
- ⑦ファイル名については、次のようお願いします。（別紙「都道府県コード表」ご参照）

00□□県（調査票）

↑ ↑
都道府県コード 都道府県名

- ⑧返送メールの件名は、次のようお願いします。

00□□県（災害福祉広域支援ネットワーク調査回答）

↑ ↑
都道府県コード 都道府県名

◎ご不明の点がございましたら、下記までお問合せください。

担当： 株式会社富士通総研 コンサルティング本部 行政経営グループ 名取、赤田、芦澤
電話： 03 (5401) 8396 FAX： 03 (5401) 8439

災害時の福祉支援体制の構築についての調査

※ 回答に際しては、「災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い」の「アンケート入力時のお願い」をご一読の上、入力をお願いいたします。また、

恐縮ですが、「別紙1 参考資料：災害福祉について」のご一読もお願いいたします。

※ 入力は、網がけ部分のみ可能となっています。チェックボックスは、「」上でクリックするとチェックができるようになっています。

※ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制に関する資料で、弊社に提供いただけるものがあれば、調査票の返送時に添付していただけると幸いです。

○回答していただく方のご連絡先

都道府県名	
部署名	
役職・名前	
電話番号・Fax	電話番号： Fax：
e-mail	

I. 貴都道府県内の災害時の福祉支援の体制の構築状況についてうかがいます。

問1. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、貴都道府県内で災害が発生した場合、要配慮者支援のために被災地で福祉による支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。（1つ選択）

※なお、

「1.既に構築している」は、「庁内調整及び関係団体と協定が整う等、既に都道府県内の関係者の合意が得られて活動を開始している状態」、

「2.現在構築中である」は、「体制構築に向けて、庁内調整の実施、関係団体と協定に向けての協議体等を設けて検討をしている状態」、

「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」は、「体制構築を考えているものの、協議体の設置等、具体的な検討には至っていない状態」・・・とします。

<input type="checkbox"/>	1. 既に構築している-----	→問2-1へ進む
<input type="checkbox"/>	2. 現在構築中である-----	→問2-1へ進む
<input type="checkbox"/>	3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない---	→問2-2へ進む
<input type="checkbox"/>	4. 未定-----	→問2-2へ進む
<input type="checkbox"/>	5. 予定はない-----	→問2-3へ進む
<input type="checkbox"/>	6. その他-----	→問3へ進む

問2-1. 問1で「1.既に構築している」、「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。既に貴都道府県内で災害時に福祉支援を行う体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合で内容が概ね決まりつつある場合は予定している内容を記載し、今後検討する場合は、「未定」と記載してください。

<p>① その災害時の福祉支援体制の名称を教えてください。</p> <p>例)〇×災害福祉ネットワーク、〇×災害福祉広域支援機構 等</p>	
<p>② 災害時の福祉支援体制構築の動機や、課題意識を教えてください。</p>	
<p>③ その災害時の福祉支援体制はどのような内容でしょうか。</p> <p>例)「事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築」、「事業者団体や職能団体等とは人員派遣の協定等を締結しているが、特にネットワーク等は構築していない」等</p>	
<p>④ その体制による支援の主な対象を教えてください。</p>	<p>④-1 支援の主な対象先(複数選択可能)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 指定避難所</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 福祉避難所等</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 社会福祉施設等</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 要配慮者の居宅</p> <p><input type="checkbox"/> 5. その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 未定・検討中</p> <hr/> <p>④-2 支援の主な対象者(複数選択可能)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 高齢者</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 障害者・児</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 乳幼児</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 未定・検討中</p>
<p>⑤ その災害時の福祉支援体制では、災害時に派遣する人員の確保や育成をされていますか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 開始している (→設問⑤-1・-2へ)</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 開始予定 (→設問⑥へ)</p> <p>(年 月頃)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 開始していない (→設問⑥へ)</p>

⑤-1 人員確保の方法（複数選択可能）

1. 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している（※個人は特定していない）
（協定の締結先： ）

2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）
（協定の締結先： ）

3. 個人による応募も受け付けている
（確保した人員数： 名）

4. その他
（ ）

⑤-2 研修や訓練の実施状況（1つ選択）

1. 既に実施
※今年度実施した研修・訓練について記述ください(4つまで)

研修1	
1)研修・訓練の名称	
2)対象者	
3)実施時期	
4)内容	
研修2	
1)研修・訓練の名称	
2)対象者	
3)実施時期	
4)内容	
研修3	
1)研修・訓練の名称	
2)対象者	
3)実施時期	
4)内容	
研修4	
1)研修・訓練の名称	
2)対象者	
3)実施時期	
4)内容	

2. 今後実施予定

⑥ その災害時の福祉支援体制の稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、または予定時期を教えてください。

半角数字を入力
年 月に

（1つ選択）

1. 開始
 2. 開始予定
 3. 時期未定

<p>⑦ 災害時の福祉支援体制で想定している「災害」について教えてください。(いくつでも可)</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 1. 暴風</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 2. 豪雨</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 3. 豪雪</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 4. 洪水</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 5. 高潮</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 6. 地震</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 7. 津波</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 8. 噴火</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 9. 原子力災害</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 10. その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 1. 暴風	<input type="checkbox"/> 2. 豪雨	<input type="checkbox"/> 3. 豪雪	<input type="checkbox"/> 4. 洪水	<input type="checkbox"/> 5. 高潮	<input type="checkbox"/> 6. 地震	<input type="checkbox"/> 7. 津波	<input type="checkbox"/> 8. 噴火	<input type="checkbox"/> 9. 原子力災害	<input type="checkbox"/> 10. その他 ()
<input type="checkbox"/> 1. 暴風	<input type="checkbox"/> 2. 豪雨										
<input type="checkbox"/> 3. 豪雪	<input type="checkbox"/> 4. 洪水										
<input type="checkbox"/> 5. 高潮	<input type="checkbox"/> 6. 地震										
<input type="checkbox"/> 7. 津波	<input type="checkbox"/> 8. 噴火										
<input type="checkbox"/> 9. 原子力災害	<input type="checkbox"/> 10. その他 ()										
<p>⑧ 貴都道府県以外で、この災害時の福祉支援体制と一緒に構築にしている団体等(構成員)を教えてください。また、その中での役割分担を教えてください。</p>											
<p>⑨ 災害時の福祉支援体制の構築に関わっている貴都道府県部署及び団体のうち、その体制の「事務局」を担当、もしくは担当することを想定しているのはどちらですか。</p>											
<p>⑩ 災害発生時には「事務局」が「本部」となることが想定されますが、そのバックアップ機能について確保していますか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 確保している →バックアップの方法 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 確保していない</p>										
<p>⑪ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署を教えてください。</p>	<p>※複数部署が関わっている場合、主担当の部署を教えてください。</p>										
<p>⑫ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署以外の部署(例：庁内の他の福祉部署、防災部署等)との間での福祉支援体制に関する連携や検討状況等について教えてください。</p>											
<p>⑬ 災害時の福祉支援体制の構築に現在未参加で、今後、参加・連携を想定している団体があれば教えてください。</p>											

<p>⑭ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置づけをされていますか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 位置付けられている</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 未定</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他</p> <p>()</p>
<p>⑮ 貴都道府県内の各市区町村に対する災害時の福祉支援体制についての働きかけ等の状況(例:市区町村地域防災計画への反映や、市区町村の検討会議、訓練の支援等)を教えてください。</p>	
<p>⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発や周知等への取組み状況(例:住民向けパンフレットやセミナー開催等)を教えてください。</p>	
<p>⑰ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください。</p>	
<p>⑱ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。</p>	

※問3へ進む。

問2-2. 問1で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

<p>① 災害時の福祉支援体制構築検討の開始予定時期を教えてください。(1つ選択)</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. 開始時期は決定している (年度)</p> <p><input type="checkbox"/> 2. おおよその開始時期は想定している (年頃)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 未定</p>
<p>② その時期とした理由を教えてください。</p>	
<p>③ 災害時の福祉支援体制の事務局として想定できる者はいますか。(1つ選択)</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. いない <input type="checkbox"/> 2. いる <input type="checkbox"/> 3. わからない</p> <p>↓ (「2.いる」場合は以下も回答下さい)</p> <p>1) 団体名 (貴都道府県が直接行う場合は部署名)</p>

④ 貴都道府県の地域防災計画と災害時の福祉支援体制はどのような関係となると思われますか。	
⑤ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください。	
⑥ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問3へ進む。

問2-3. 問1で「5.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。	
② 災害時の福祉支援体制の事務局として想定できる者はいますか。(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. いない <input type="checkbox"/> 2. いる <input type="checkbox"/> 3. わからない ↓ (「2.いる」場合は以下も回答下さい) 1)団体名 (貴都道府県が直接行う場合は部署名)
③ 貴都道府県の地域防災計画の中に、災害時の福祉支援体制のような機能はどのように確保されていますか。	
④ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください。	
⑤ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問3へ進む。

**Ⅱ. 貴都道府県以外の都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況について
うかがいます。**

東日本大震災では同一県内での相互支援も困難となり、都道府県を越えた広域間による支援が必要となりました。また、熊本地震においては、岩手県・京都府の災害派遣福祉チームが広域派遣され、避難所での活動を行いました。あらためて災害時にも福祉支援が提供されることの重要性が確認されたところです。

現在、都道府県内の要配慮者支援体制を新たに見直す動きが出ていますが、同時にそれらが都道府県間等の広域支援時にも機能するよう、体制を構築していくことも必要と考えられます。厚生労働省でも「災害における福祉・介護分野の広域的な支援ネットワークについて（協力依頼）（平成24年8月20日付事務連絡）」において、都道府県間の広域支援体制の構築の推進を示しており、一部では複数の都道府県が相互支援が可能となるように支援の標準化に向けた検討を行う等の動きも見られます。

問3. 全ての都道府県にうかがいます。 貴都道府県では、大規模災害下でも要配慮者支援を実施できるよう、貴都道府県と他都道府県のような広域間での体制を構築されていますか。
(1つ選択)

※なお、
「1.既に構築している」は、「庁内調整や実施方針が整う等、既に都道府県内の関係者の合意が得られている状態」、
「2.現在構築中である」は「実施に向けて、庁内調整の実施、関係団体と検討をしている状態」、
「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」は、「実施を考えているものの、具体的な検討には至っていない状態」・・・とします。

<input type="checkbox"/>	1. 既に構築している	----->	問4-1へ進む
<input type="checkbox"/>	2. 現在構築中である	----->	問4-1へ進む
<input type="checkbox"/>	3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	---->	問4-2へ進む
<input type="checkbox"/>	4. 未定	----->	問4-2へ進む
<input type="checkbox"/>	5. 予定はない	----->	問4-3へ進む
<input type="checkbox"/>	6. その他	----->	問4-3へ進む

問4-1. 問3で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。 既に貴都道府県と他都道府県間で災害時に人員派遣ができる支援体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は、予定の内容について記載し、今後検討する内容等については、「未定」としてください。

① それは、問2でお聞きした災害時の福祉支援体制によって行うことを想定されますか。	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ <input type="checkbox"/> 3. 未定	
② 今までの広域での支援体制の検討の過程や、今後の予定について教えてください。	今までの過程	
	今後の予定	
③ 実施の動機や、課題意識を教えてください。		

④ 貴都道府県における担当部署を教えてください。	※複数の部署が関わっている場合、主担当の部署を教えてください。
⑤ 貴都道府県と一緒にそれらの検討を行っている、またはそのための協定等を結んでいる都道府県があれば教えてください。	
⑥ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、課題があれば教えてください。	
⑦ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問5へ進む。

問4-2. 問3で「3.今後実施の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4. 未定」と回答した都道府県にうかがいます。

① 広域での災害時の福祉支援体制の構築の検討開始予定時期を教えてください。(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. 開始時期は決定している (年度) <input type="checkbox"/> 2. おおよその開始時期は想定している (年頃) <input type="checkbox"/> 3. 未定
② その時期とされた理由を教えてください。	
③ それは、問2でお聞きした災害時の福祉支援体制によって行うことを想定されていますか。	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ <input type="checkbox"/> 3. 未定
④ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、課題があれば教えてください。	
⑤ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問5へ進む。

問4-3. 問3で「5.予定はない」、「6.その他」と回答した都道府県にうかがいます。

① 広域での災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。	
② 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、課題があれば教えてください。	
③ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行っていく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問5へ進む。

Ⅲ. 災害時の福祉支援体制全般についてうかがいます。

問5. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築に際し、どのような支援が必要とお考えになりますか。(あてはまるもの全て選択)

<input type="checkbox"/> 1. 共通ガイドラインの提示
<input type="checkbox"/> 2. 共通マニュアル案(活動フロー含む)の提示
<input type="checkbox"/> 3. 災害派遣福祉チーム等活動する人員向けの共通研修ツールの提供
<input type="checkbox"/> 4. 庁内向け講習会や研修の開催支援
<input type="checkbox"/> 5. 市町村等向け講習会や研修の開催支援
<input type="checkbox"/> 6. 住民組織等向け講習会や研修の開催支援
<input type="checkbox"/> 7. 研修講師等の派遣
<input type="checkbox"/> 8. 都道府県や都道府県と団体との協議体等へのアドバイザー
<input type="checkbox"/> 9. 資材・備品等の購入に際しての助成
<input type="checkbox"/> 10. その他()
<input type="checkbox"/> 11. わからない
<input type="checkbox"/> 12. 特になし

問6. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築について、ご意見等があればお書きください。

--

御希望や質問がありましたら下にご記入ください。

--

質問は以上になります。ご回答ありがとうございました。

平成 29 年度

災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業 報告書（データ版）
（平成 29 年度 生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）

発行月 平成 30（2018）年 3 月

発行者 株式会社 富士通総研

〒105-0022 東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー

tel. 03（5401）8396

fax. 03（5401）8439

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/>

禁無断転載

